

名古屋市社会的養育推進計画 2029

(案)

名古屋市

目次

第1章 計画策定の考え方.....	1
1 計画策定の趣旨・経緯.....	1
2 計画の位置づけ、期間、基本的考え方及び全体像.....	4
第2章 地域の現状、資源の整備・取組方針、評価指標について.....	6
1 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）.....	6
2 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組.....	10
3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組.....	14
4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み.....	16
5 一時保護改革に向けた取組.....	19
6 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組.....	22
7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組.....	26
8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた 取組.....	34
9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組.....	41
10 児童相談所の強化等に向けた取組.....	45
11 障害児入所施設における支援.....	48
第3章 進捗管理.....	49
資料編.....	50

【文中の言葉の定義】

- 1 「名古屋市社会的養育推進計画（令和2年3月策定）」については、本文中では「旧計画」と記載している。
- 2 「名古屋市社会的養育推進計画2029（令和7年3月策定）」については、本文中では「計画」と記載しているが、旧計画との違いを強調する場合は「本計画」と記載している。
- 3 「名古屋市里親会こどもピース」については、本文中では「里親会」と記載している。
- 4 「名古屋市社会的養育施設協議会」については、本文中では「名養協」と記載している。

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨・経緯

(1) 計画策定の趣旨・経過

平成23年7月、厚生労働省に設置された検討会が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」において示された基本的方向性に基づき、本市では平成27年3月に「名古屋市における家庭的養護の推進について」を策定し、里親推進などに取り組んでまいりました。

平成28年、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、厚生労働省は、平成30年7月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下「策定要領」と言います。）を定め、児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取り組みを通じて、家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくために、都道府県に令和元年度末までに、令和2年度から10年間を期間とする計画の策定を求めました。

それを受け、本市では、令和2年3月に、旧計画を策定し、当事者である子どもの権利擁護、里親等への委託の推進、施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換、社会的養護自立支援事業の推進等に取り組んでまいりました。

しかしながら、里親等委託率の状況は、全国的に令和3年度末時点で「3歳未満25.3%、3歳以上の就学前30.9%、学童期以降21.7%、合計23.5%」であり、国の示す目標値「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上、概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」に及んでおらず、取り組みが不十分であること、一時保護や里親・ファミリーホーム等への措置及び在宅での支援等を全体として格段に強化していかなければならない状況を踏まえて、令和4年6月に全会一致で成立した令和4年改正児童福祉法においては、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、各種措置を講ずることとされました。

具体的には、こども家庭センターの設置や、未就園児のいる子育て世帯を含む全ての子育て世帯の相談機関である地域子育て相談機関の整備や子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業の創設、一時保護施設の環境改善に向けた設備及び運営に関する基準の策定、親子関係の修復や再構築のための親子再統合支援事業の創設、里親や委託さ

れた子ども等に対する里親支援事業を包括的に実施する里親支援センターの児童福祉施設としての位置付け、困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う妊産婦等生活援助事業の創設が行われました。

さらに、社会的養護経験者等に対する自立支援の強化に向け、社会的養護経験者等の実情把握や支援を都道府県の業務として位置付けた上で、児童自立生活援助事業の一律の年齢制限の弾力化等や、社会的養護経験者等が相互の交流を行い、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業の創設、意見表明等支援事業の創設等が行われました。

令和５年度に設置されたこども家庭庁は、これらの改正児童福祉法の取り組みを一層推進するため、令和６年３月に新たな策定要領を定め、都道府県に令和６年度末までに旧計画を見直して、令和７年度から令和１１年度までを計画期間とする新たな計画の策定を求めました。

それを受け、本市では、従前より当事者である子どもの権利擁護、里親等への委託の推進、施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換、社会的養護自立支援事業の推進等に取り組んでまいりましたが、策定要領に基づき、計画を策定するに当たって、国の示す方向性と本市の現状を踏まえて、名古屋市の社会的養育のあり方について関係機関及び当事者による名古屋市社会的養育推進計画会議を設置し検討しました。

その結果を踏まえ、このたび本計画を策定するものです。

(2) 計画策定までの国・本市の動向

国	本市
平成 23 年 社会的養護の課題と将来像 7 月	平成 27 年 「名古屋市における家 3 月 庭的養護の推進につ いて」の策定
平成 28 年 児童福祉法の改正 6 月 ・子どもが権利の主体 ・家庭養育優先原則	
平成 29 年 新しい社会的養育ビジョン 8 月 ・改正された児童福祉法の 理念を具体化	
平成 30 年 都道府県社会的養育推進計 7 月 画の策定要領 ・令和元年度末までに計画 を策定するよう通知	
令和 4 年 児童福祉法の改正 6 月 ・家庭及び養育支援強化 ・子どもの権利の擁護	令和 2 年 旧計画の策定 3 月
令和 6 年 都道府県社会的養育推進計 3 月 画の策定要領 ・令和 6 年度末までに計画 を策定するよう通知	 令和 6 年 名古屋市社会的養育推 2 月 進計画会議 ・策定に向けた検討 ・意見聴取を実施
	令和 7 年 本計画の策定 3 月

2 計画の位置づけ、期間、基本的考え方及び全体像

(1) 計画の位置づけ

令和2年3月に策定した旧計画を見直し、令和4年度の児童福祉法の改正を踏まえ、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（令和6年3月12日こども家庭庁支援局長通知）に基づき策定する。

「名古屋市総合計画2028」及び「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画」との整合性を図り、社会的養育に関する施策の方針を定める。

(2) 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

(3) 計画の目指す姿

令和4年改正児童福祉法の内容を踏まえて、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することを通じて、子どもの最善の利益の保障を図る。

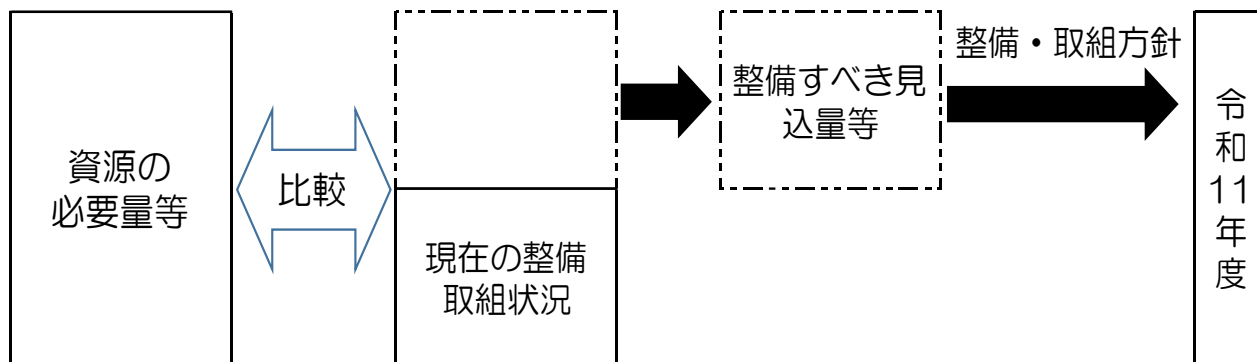
(4) 基本的考え方及び全体像

①家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえた計画策定について

- ・「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障」を計画全体の理念とし、家庭支援事業等を活用し予防的支援を行うことにより、子どもの最善の利益を図る。
- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する。
- ・子どもの最善の利益を実現するため、施設等の体制強化、体制整備のための計画として、旧計画を見直して本計画を策定する。

②計画の各項目に係る基本的考え方について

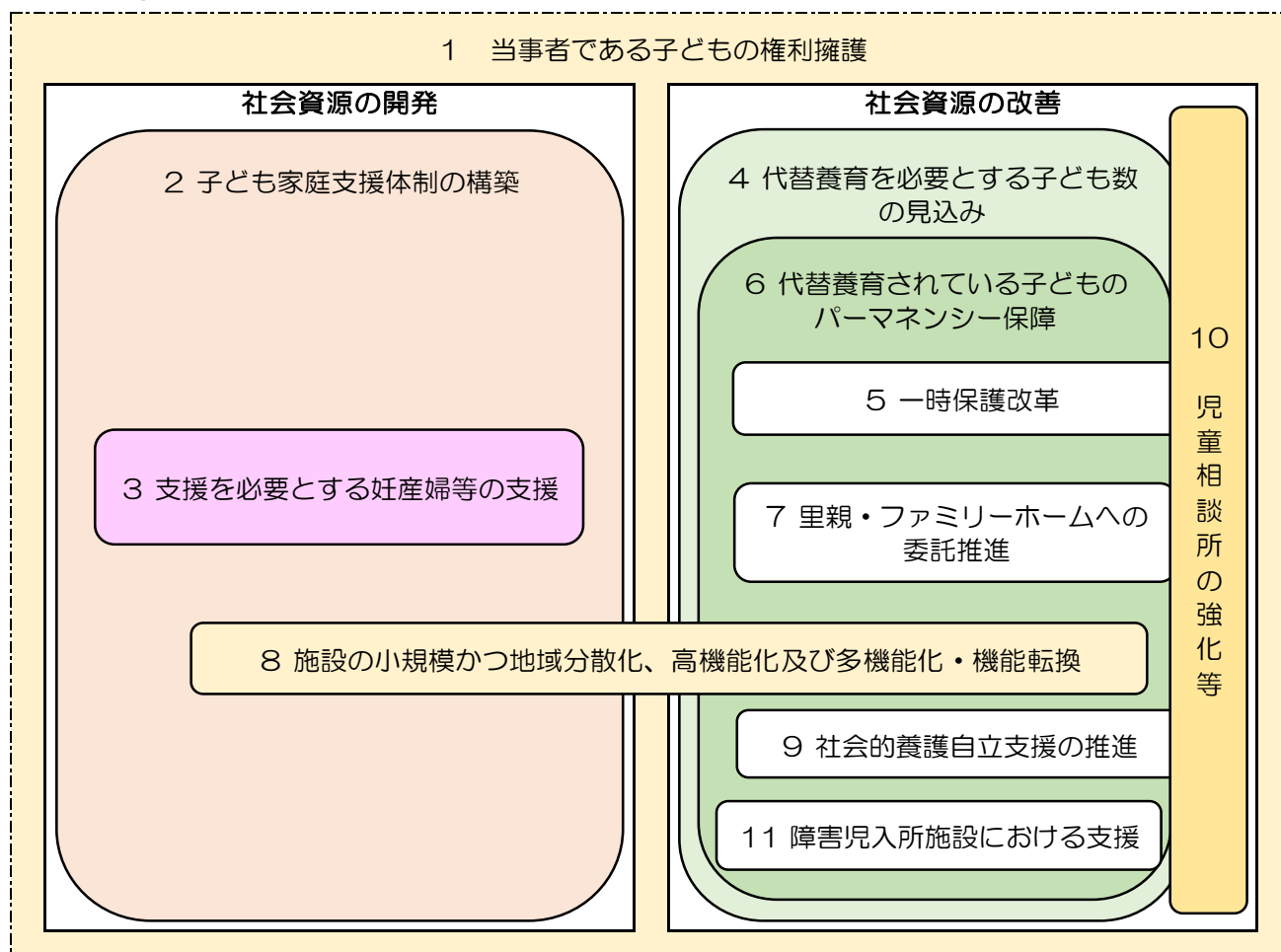
- ・計画の全体像を体系的に表した上で、計画の各項目について、旧計画の達成見込みや達成・未達成（見込み）の要因分析等を記載する。
- ・資源等に関し、地域の現状（「資源の必要量等」の見込み、「現在の整備・取組状況等」、「整備すべき見込量等」）を明らかにした上で、整備すべき見込量等について整備・取組方針等を具体的に記載する。



③当事者である子どもの意見の反映等について

- ・里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下に行う。
- ・当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）を計画策定委員会等の委員に選任し、意見聴取を行う。
- ・里親・ファミリーホームや施設等に在籍している子どもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取を行い、意見聴取した内容を十分に反映する。

<計画全体のイメージ図>



第2章 地域の現状、資源の整備・取組方針、評価指標について

1 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

（1）旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画：1 当事者である子どもの権利擁護の取組】

事項	方向性（目標）	現状（取組結果）	達成見込み
当事者である子どもが参画できる場の提供	施設等入所中から退所した後まで、子どもたちの意見を聞く機会や場が機能していくよう検討し実施します。	・名古屋市子どもの権利擁護委員会での検討を図りながら、全施設で子ども会議の開催、意見箱の設置、個別ヒアリングを実施する等、子どもの意見を聞く場を増やした	達成の見込み
子どもの権利ノートへの活用	子どもの権利ノートについて、対象の子ども達の発達段階に応じた内容の検討をすすめるとともに、乳児院等でも配付できるような新たなノートを検討し作成します。	・令和3年3月に乳幼児版子どもの権利ノートを発行し、市内乳児院等に入所する子どもに配布 ・ノートには子ども自身が意見、苦情、相談等を第三者に発信できる仕組みとしてはがきを添付 ・施設職員新規研修において権利ノートの活用を周知	
子どもの権利擁護機関との連携	社会的養育を必要とする子どもの権利保障を進めるために、児童相談所や施設等における子どもの権利に関する意識啓発を図り、子どもの権利擁護機関との連携による取り組みを進めます。	・子どもの権利擁護機関による研修を実施 ・乳幼児版子どもの権利ノート検討作成に際しての助言 ・児童版子どもの権利ノート検討作成に際しての助言 ・名古屋市子どもの権利擁護委員会の事例検討等に際しての助言	
子どもの権利擁護委員会との連携	子どもの権利擁護を踏まえたよりよい施設運営を進めるために設置された、名養協の子どもの権利擁護委員会との効果的な連携を一層進めます。	・名古屋市子どもの権利擁護委員会で施設職員の子どもの権利擁護に関する見識を高め、施設の垣根を越えて被措置児童等虐待の防止、子どもの権利擁護への取組を推進 ・子どもの権利ノートの検討 ・子どもの権利擁護研修の共同開催	

（２）資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

i 資源等に関する地域の現状

資源等	現在の整備・取組状況等
社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	・ 児童福祉司任用前講習会（子どもの権利擁護） 1 回実施（54 人） ・ 子どもの権利擁護研修 4 回実施（延べ 194 人）
意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合	・ 令和 6 年度：10 月から事業開始 (社会的養護の全ての子どもが利用可能 100%)
措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	・ 施設において施設長、担当職員等からヒアリングを実施する際に施設での生活や権利擁護について幅広く聴き取り、満足度等を確認している。 ・ 各施設に苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員設置 ・ 意見箱を全児童養護施設に設置 ・ 子どもの権利ノートを入所する子どもに、職員用マニュアルとして作成した「資料編」を施設職員に配布、ノートには子ども自身が意見、苦情、相談等を第三者に発信できる仕組みとしてはがき添付
措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備	・ 施設内で行われている子ども会議等で子どもの権利について説明を行い、理解できているかの確認をしている
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備	・ 施設において施設長、担当職員等から子どもへヒアリングを実施 ・ 令和 6 年度 10 月から意見表明等支援事業開始
児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	・ 子どもの権利擁護機関を設置 ・ 名古屋市子どもの権利擁護委員会を設置
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	・ 社会的養護経験者を計画検討会議の委員として参画 ・ 計画策定に向け、社会的養護で生活している子どもへアンケートを実施

ii 現状の主な課題（資源の必要量等）

- ・令和6年度の改正児童福祉法において子どもへの意見聴取が義務化されたこと等から、子どもの権利擁護に関する研修について、より実践的で時世にあったプログラム編成とする等、研修内容の充実が必要です。
- ・児童相談所や施設等がより密に連携を行い被措置児童等虐待の防止や子どもの権利擁護に取り組む必要があります。
- ・子どもの権利擁護を推進するため、社会的養護の全ての子どもが自身の権利に対して理解できるよう意識啓発を図ることがますます重要となっています。
- ・子どもの権利擁護の推進のため、意見表明等支援事業の利用希望のある子どもに対し、速やかに実施できる体制を構築する必要があります。

iii 資源の整備・取組方針等

- ・措置児童等に対する養育水準を向上させるべく、社会的養護に関わる職員向けの研修について、より実践的で時世にあったプログラム編成とすることで内容を充実させ、児童相談所と施設等の一層の連携を図り、共同して被措置児童等虐待の防止や子どもの権利擁護に取り組めます。
- ・社会的養護の全ての子どもが自身の権利について理解できるように、権利ノート等を活用し意識啓発を図ります。
- ・子どもの権利を擁護し、意見表明等支援事業を導入し子どもの声を聞くことを意識的に実施していきます。
- ・意見表明等支援事業を実施するにあたっては、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」や「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」の内容をふまえて適切に体制を整備し、社会的養護のもとで暮らす全ての子どもが必要なタイミングで確実に利用できるようにします。

(定量的な整備目標)

		R7	R8	R9	R10	R11	備考
社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	関係職員	2回 (90人)	2回 (90人)	2回 (90人)	2回 (90人)	2回 (90人)	児童福祉司任用前講習会
		3回 (150人)	3回 (150人)	3回 (150人)	3回 (150人)	3回 (150人)	子どもの権利擁護研修
	子ども	828人	832人	837人	841人	846人	代替養育を必要とする全児童に子どもの権利ノート配布
意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合		一時保護を含む社会的養護の全ての子ども (100%)					

(3) 評価のための指標

- ・社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数
- ・意見表明等支援事業の実施状況（利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合、第三者への事業委託状況（子どもと利益相反のない独立性を担保しているか））
- ・措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）
- ・措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度
- ・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度
- ・児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対し子どもから意見の申立てがあった件数
- ・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無

2 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画：2 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取り組み】

事項	方向性（目標）	現状（取組結果）	達成見込み
子育て世代包括支援センター	市民にワンストップ窓口であることを広く周知し、困りごとの相談を受けられる体制を整えます。	・各区の専任保健師、子育て相談員、妊娠・出産期サポーターによる、妊娠期から子育て期にかけての相談・支援を実施	達成の見込み
	妊娠期からの切れ目のない支援の窓口として、医療機関をはじめ関係機関と連携し、心身面や家庭環境面から支援が必要な妊産婦や子育て家庭に対し、必要な支援が早期に提供できるよう、関係機関との連携強化及び地域における児童虐待の発生予防・早期発見の仕組みづくりに取り組みます。	・要保護児童対策地域協議会の各関係機関と連携をとりながら、支援が必要な妊産婦や子育て家庭を把握、早期支援を実施	
子ども家庭総合支援拠点の実施	国が令和4年度までに全市町村での実施を目標に掲げていることを踏まえ、適切な相談対応が行えるよう、社会福祉事務所の体制強化を行います。	・兼務児童福祉司、児童虐待対応支援員の増員を行い社会福祉事務所の体制強化を実施	
母子生活支援施設	切れ目のない支援や切り離さない支援ができるという母子生活支援施設の特性を踏まえ、ニーズに応じて利用されるよう社会福祉事務所や児童相談所へ周知します。	・施設間の意見交換の場（実務担当者会）を開催	
児童家庭支援センター	要支援、要保護児童、特定妊婦など支援を必要とする家庭に対し、乳児院や児童養護施設の経験を活かした相談や訪問といった援助（アウトリーチ）を保護者にとってより身近な地域において支援を行うことを前提に、子育て世代包括支援センターや社会福祉事務所等の機能と有機的な連携を図りながら、拡充を検討し実施します。	・実務者会議への参加、社会福祉事務所等と連携を実施 ・各種業務の受託（里親普及啓発事業委託、なごやすくすくボランティア養成講座業務、地域子育て支援拠点運営業務、児童相談所からの指導委託）	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

① 相談支援体制の整備に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

資源等	現在の整備・取組状況等
こども家庭センターの設置数	・令和6年度：市民に身近な区役所・支所をこども家庭センターとして順次位置づけ、3箇所設置
子ども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	・児童相談所主催（要保護児童対策地域協議会調整担当者研修） 令和5年度：160回（延べ627人受講） ・子ども福祉課主催 令和6年度：3回（150人）開催予定
都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備	・兼務児童福祉司の配置 令和5年度：28人配置 令和6年度：34人配置
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	・整備中

ii 現状の主な課題（資源の必要量等）

- ・全ての妊産婦、子ども及び子育て世帯に対し、母子保健機能及び児童福祉機能の双方の機能による一体的な相談支援を行うとともに、学校教育と連携した切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターの設置を進める必要があります。
- ・相談支援を担う職員の専門性及び資質の向上とともに、母子保健及び学校教育分野との連携における役割分担や機能の相互理解を図る必要があります。

iii 資源の整備・取組方針等

- ・福祉・保健・教育の連携により妊娠期から学齢期まで誰一人取り残さない福祉的支援を実施するため、支援体制を整備し、こども家庭センターを市内全域に設置します。
- ・要保護児童対策地域協議会担当者向けの研修のほか、母子保健や教育分野との相互理解を深める研修を実施し、地域における家庭支援事業の利用促進を図るとともに、職員の専門性確保及び関係機関との連携を強化します。

(定量的な整備目標)

	R7	R8	R9	R10	R11	備考
こども家庭センターの設置数	段階的に設置					
子ども家庭福祉行政に携わる 市区町村職員に対する研修の 実施回数、受講者数	160 回 (630 人)	160 回 (630 人)	160 回 (630 人)	160 回 (630 人)	160 回 (630 人)	児童相談 所主催
	3 回 (150 人)	3 回 (150 人)	3 回 (150 人)	3 回 (150 人)	3 回 (150 人)	子ども福 祉課主催

② 家庭支援事業等の整備に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

資源等	現在の整備・取組状況等
子育て短期支援事業（ショートステイ）を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	・85 世帯（契約里親・ファミリーホーム）

ii 現状の主な課題（資源の必要量等）

・家庭的な環境で子どもを受け入れられるように、子育て短期支援事業（ショートステイ）の委託先として里親・ファミリーホームの受け入れ先をさらに拡充していく必要があります。

iii 資源の整備・取組方針等

・子育て短期支援事業（ショートステイ）の委託先として里親・ファミリーホームの受け入れ先を拡充し、積極的に活用します。
--

(定量的な整備目標)

	R7	R8	R9	R10	R11	備考
子育て短期支援事業（ショートステイ）を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	103 世帯	112 世帯	121 世帯	130 世帯	139 世帯	契約里親・ ファミリー ホーム数

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

資源等	現在の整備・取組状況等
児童家庭支援センターの設置数	・1 箇所設置（子ども家庭支援センターさくら）
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	・6 件
家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	・0 箇所

ii 現状の主な課題（資源の必要量等）

- ・ 児童家庭支援センターの求められる役割や機能について検討する必要があります。

iii 資源の整備・取組方針等

- ・ 児童家庭支援センターについては、要支援、要保護児童、特定妊婦など支援を必要とする家庭に対し、施設としての経験を活かした援助（アウトリーチ）を家庭のより身近な地域において実施し、こども家庭センターや社会福祉事務所等の機能と有機的な連携を図るために、児童家庭支援センターに求められる役割や機能について検討します。

（定量的な整備目標）

	R7	R8	R9	R10	R11	備考
児童家庭支援センターの設置数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	8 件	10 件	12 件	12 件	12 件	
家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	

（３）評価のための指標

① 相談支援体制の整備に向けた取組

- ・ こども家庭センターの設置数
- ・ 子ども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・ 都道府県と市区町村との人材交流の実施状況
- ・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況

② 家庭支援事業等の整備に向けた取組

- ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ）を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センターの設置数
- ・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数）
- ・ 家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画：項目なし】

事項	方向性	現状（取組結果）	達成見込み
		・子育て総合相談窓口：保健師、子育て相談員、妊娠・出産期サポーターによる相談・支援を実施 ・経済的理由により入院助産を受けられない妊婦を入所させ、出産に係る費用の補助を行う助産制度を利用できる助産施設を2箇所設置 ・産前産後ヘルプ事業：妊娠中や出産後の体調不良等で家事や育児が困難で、昼間に家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない場合にヘルパー派遣 ・なごや妊娠 SOS：電話やメール、LINE による相談を委託により実施 ・特定妊婦訪問支援事業：出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）に対して、虐待の発生を未然に防止することを目的に助産師が家庭訪問し、継続的な支援を実施 ・特定妊婦等の養育上支援を必要とする家庭を早期に把握しフォローするため、医療機関と各保健センターにて周産期連絡会を実施 ・産後ケア事業：出産直後の育児困難感を抱える母親に対して、家庭において安心して育児ができるようにするために、助産所等や家庭において、助産師が寄り添い、きめ細やかな支援を実施（宿泊型、日帰り型、訪問型）	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

i 資源等に関する地域の現状

資源等	現在の整備・取組状況等
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	・未整備
助産施設の設置数	・2箇所設置（西部医療センター、東部医療センター）
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	・令和4年度：1回（受講者数：24人）

ii 現状の主な課題（資源の必要量等）

- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所を整備する必要があります。
- ・妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っていくために、保健と福祉の連携強化を行う必要があります。

iii 資源の整備・取組方針等

- ・医療的な相談だけでなく生活支援も含めた相談支援体制を構築するため、新たに妊産婦等生活援助事業実施事業所の整備を進めます。
- ・特定妊婦等の支援として助産施設・助産制度を引き続き実施していきます。
- ・妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っていくために、保健だけでなく福祉の職員も含めた研修を実施していきます。

(定量的な整備目標)

	R7	R8	R9	R10	R11	備考
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	
助産施設の設置数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数	1 回 (20 人)	2 回 (40 人)	2 回 (40 人)	2 回 (40 人)	2 回 (40 人)	

(3) 評価のための指標

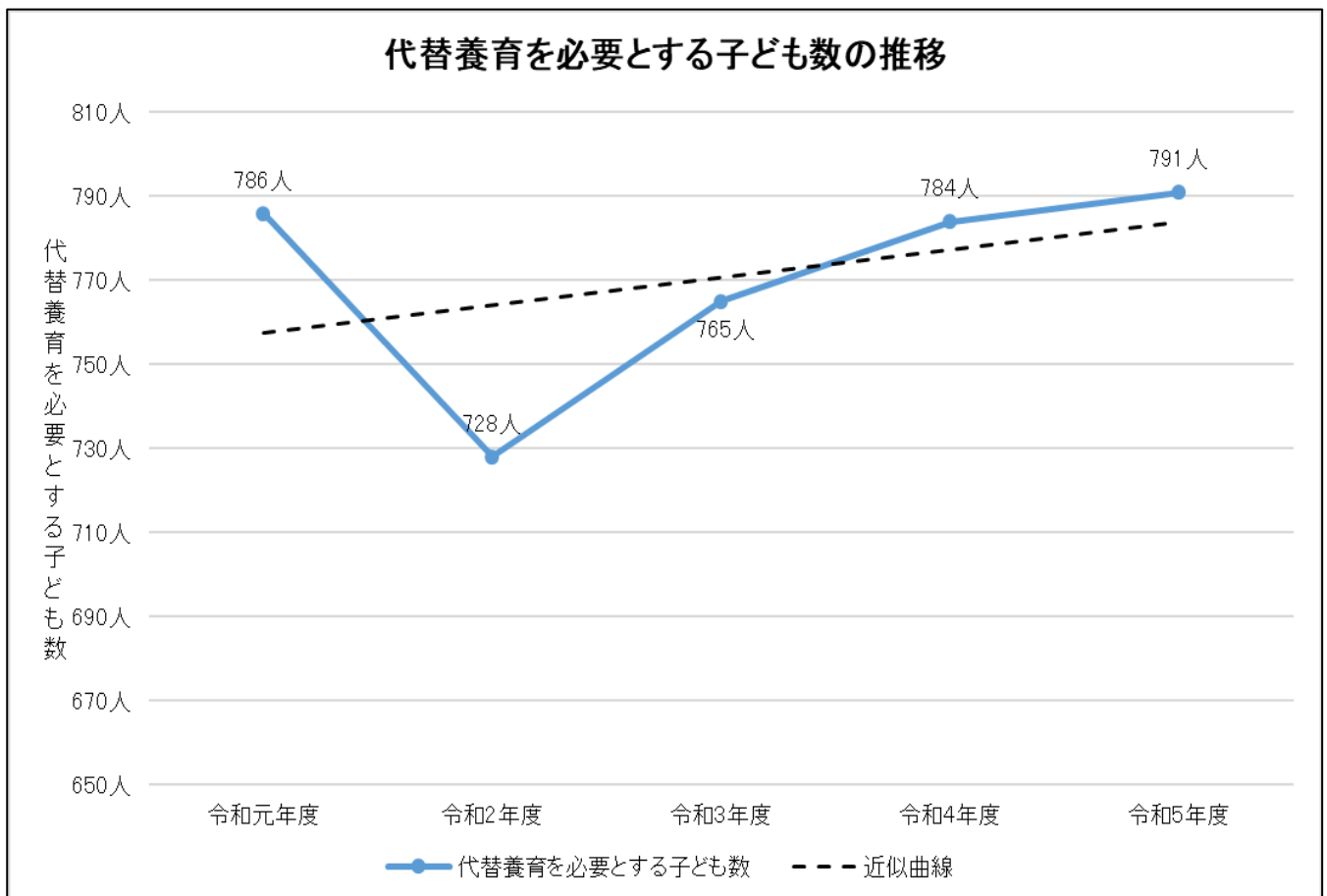
- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数
- ・助産施設の設置数
- ・特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

＜代替養育を必要とする子ども数＞

(各年度末)

年度	3歳未満児	未就学児	学童期以降	合計
令和元年度	93人	150人	543人	786人
令和2年度	77人	129人	522人	728人
令和3年度	78人	130人	557人	765人
令和4年度	77人	138人	569人	784人
令和5年度	78人	140人	573人	791人



＜各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みの算出方法＞

代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出するにあたっては、年齢区分ごとの子どもの将来人口（※１）に代替養育を必要とする子どもの割合（※２）を乗じた値に、過去５年間の新規里親等委託又は入所措置された子ども数が減少していないことを踏まえた潜在的需要の伸び率（１.０１３）（※３）を乗じて算出する。

※１：年齢区分ごとの子どもの将来人口（名古屋市推計（総務局公表 基準年 R5. 10. 1）より作成）

年度	３歳未満児	未就学児	学童期以降	合計
（令和６年度）	48,909 人	67,842 人	240,650 人	357,401 人
令和７年度	49,793 人	65,892 人	239,469 人	355,154 人
令和８年度	51,479 人	64,163 人	237,652 人	353,294 人
令和９年度	52,605 人	63,374 人	235,107 人	351,086 人
令和１０年度	53,252 人	63,653 人	232,120 人	349,025 人
令和１１年度	53,930 人	64,662 人	228,705 人	347,297 人

※２：代替養育を必要とする子どもの割合（里親等委託又は入所措置されている子ども数の子ども人口に占める割合）（令和６年３月１日時点）

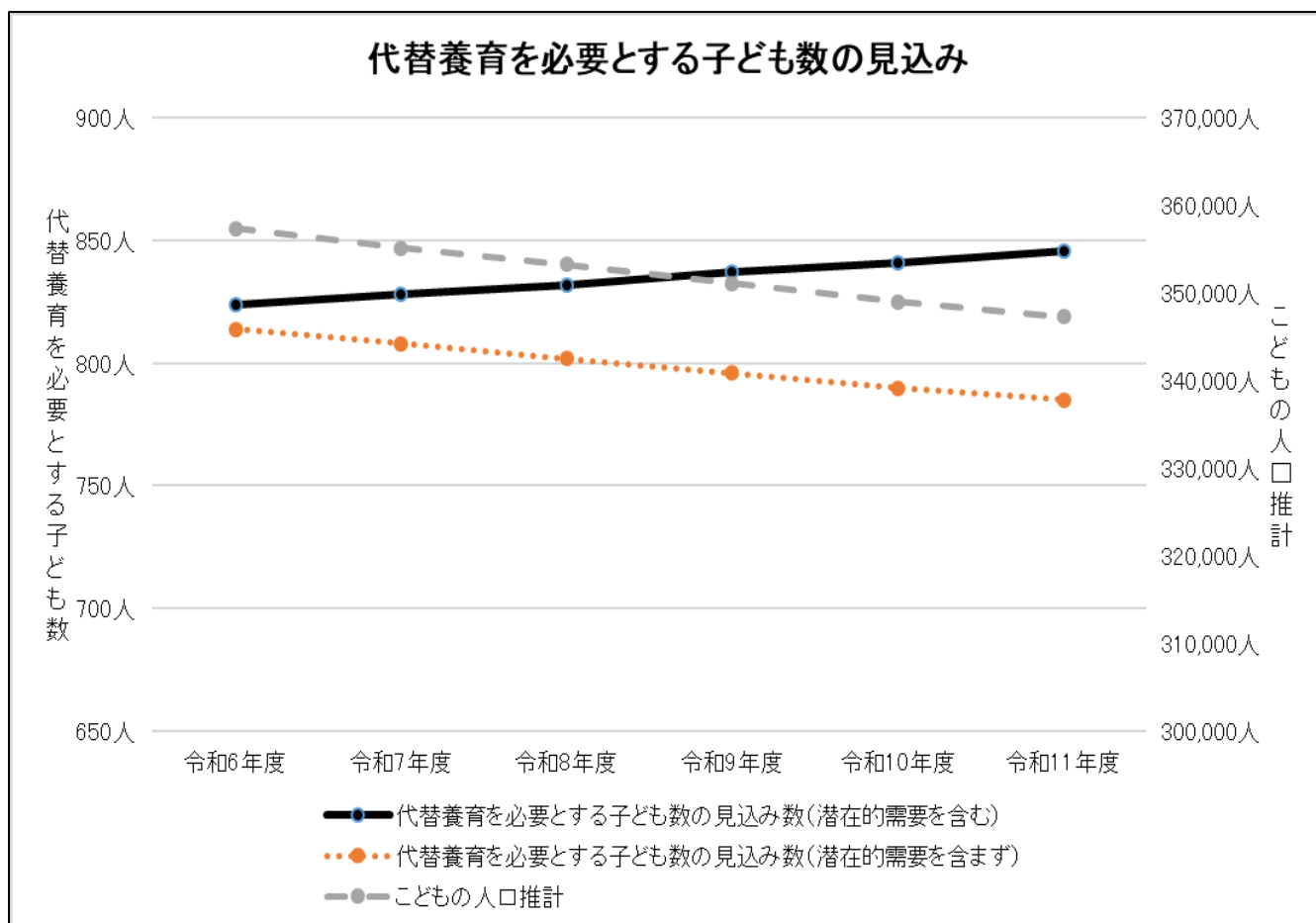
区分	３歳未満児	未就学児	学童期以降	合計
子どもの人口(A)	48,903 人	70,385 人	248,100 人	367,388 人
里親等委託又は入所措置 されている子ども数(B)	75 人	148 人	614 人	837 人
代替養育を必要とする子 どもの割合（B÷A）	0.1534%	0.2103%	0.2475%	0.2278%

※３：潜在的需要（新規に里親等委託又は入所措置された子ども数の過去５年間の状況及び伸び率）

年度	件数	前年度比
令和元年度	255 件	87.5%
令和２年度	223 件	
令和３年度	292 件	130.9%
令和４年度	266 件	91.1%
令和５年度	254 件	95.5%
平均	258 件	101.3%

＜代替養育を必要とする子ども数の見込み＞

年度	3歳未満児	未就学児	学童期以降	合計
(令和6年度)	76人	145人	603人	824人
令和7年度	78人	142人	608人	828人
令和8年度	82人	140人	610人	832人
令和9年度	85人	140人	612人	837人
令和10年度	87人	143人	611人	841人
令和11年度	89人	147人	610人	846人



5 一時保護改革に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画：8 一時保護改革に向けた取り組み】

事項	方向性（目標）	現状（取組結果）	達成見込み
子どもへの支援の充実	引き続き、個々の子どもに応じた丁寧な支援を進めるために、個別的な対応ができる体制整備や環境整備（個室化・ユニット化、開放的環境）、教育の充実について検討し実施します。	・令和5年度：名古屋市一時保護所等のあり方調査を実施 ・令和6年度：名古屋市一時保護所の環境整備等調査を実施、あり方調査及び、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を踏まえ、一時保護所の環境及び体制整備等検討	達成の見込み
	職員の一時保護に関する支援の専門性向上を図るため、体系的な研修等による人材育成策を検討し実施します。	・児童相談所職員研修の実施	
	子ども一人一人の状況（医療的ケア、文化・慣習等が異なる子ども、LGBT等、特別な配慮が必要な子どもなど）に応じた適切な支援を確保するため、スーパーバイズの活用を含めた研修を行うことにより子どもの権利擁護を図ります。	・一時保護された子どもの権利擁護を図るため、自己評価を実施	
一時保護所における第三者評価の活用	子どもの最善の利益と一時保護所の運営の質の向上を図るため、国の動向を踏まえつつ、第三者評価について検討し実施します。	・第三者評価を実施	
施設の多機能化	施設に入所している子どもの生活を保障しつつ、委託一時保護となった子どもが安心して暮らせるような本体のユニットの活用について検討し実施します。	・一時保護、ショートステイ専用ユニットを運用（乳児院1箇所）	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

i 資源等に関する地域の現状

資源等	現在の整備・取組状況等
一時保護施設の定員数	・ 75 人（中央 25 人、西部 25 人、東部 25 人）
一時保護専用施設や委託 一時保護が可能な里親・ ファミリーホーム、児童 福祉施設等の確保数	・ 395 箇所
一時保護施設職員に対す る研修の実施回数、受講 者数	・ 中央・西部・東部児童相談所一時保護施設職員交換研修 9 回（9 人） ・ 一時保護施設スーパーバイザーによるスーパーバイズ 44 回（延べ 44 人） ・ 一時保護施設、一時保護専用施設指導者研修 3 人 ・ 他都市児童相談所施設体験研修 4 人
第三者評価を実施してい る一時保護施設数	・ 各年度、一時保護施設 1 箇所ずつ実施（中央、西部、東部）

ii 現状の主な課題（資源の必要量等）

- ・ 一時保護施設職員が研修を十分に受けられていないことから、一時保護施設職員の研修受講を促進する等、職員の資質向上が必要です。
- ・ 個別的な対応をするための個室化や、子どもの権利擁護の推進、学習保障等、一時保護施設の環境及び体制整備を行っていくことが必要です。
- ・ 一時保護専用施設の設置・拡充について検討を行う必要があります。

iii 資源の整備・取組方針等

- ・ 一時保護施設職員の研修機会の確保のため、研修受講しやすい職場環境となるよう配慮しつつ、職員に対して研修受講を促進し、職員の資質向上を図ります。また、一時保護施設職員に対する体系的な研修のあり方について検討します。
- ・ 毎年の自己評価及び 3 年に 1 回の第三者評価を実施し、その結果を踏まえ改善を図ることで、一時保護施設における支援の向上に努めます。
- ・ 「一時保護所の環境整備等調査」の結果を踏まえ、個室化に向けた検討を進める等、一時保護施設における環境及び体制整備等を実施します。
- ・ 子どもの権利擁護のため、所持物の持ち込みを可とする等、一時保護施設の生活のルールの見直しを実施します。
- ・ 子どもの学習保障のため、オンライン学習・タブレット学習・通学などの方策を検討します。
- ・ 一時保護専用施設の設置・拡充について、必要な整備補助等と併せて検討します。

(定量的な整備目標)

	R7	R8	R9	R10	R11	備考
一時保護施設の定員数	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人	
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	470 箇所	507 箇所	544 箇所	581 箇所	618 箇所	里親登録世帯数、所管施設等数
一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	67 人	76 人	85 人	94 人	103 人	延べ受講者数
第三者評価を実施している一時保護施設数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 年に 1 回実施

(3) 評価のための指標

- ・一時保護施設の定員数
- ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数
- ・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・第三者評価を実施している一時保護施設数・割合（分母：管内の全一時保護施設数）
- ・一時保護施設の平均入所日数
- ・一時保護施設の平均入所率

6 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画：5 パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取り組み】

事項	方向性（目標）	現状（取組結果）	達成見込み
特別養子縁組の推進	社会福祉事務所や保健センター、医療機関等の関係者に特別養子縁組についての理解を深めるとともに、特別養子縁組における養子となる子どもの年齢の上限が原則15歳未満に引き上げられる等の周知を図ります。	・児童相談所にて研修を実施 ・里親制度普及啓発事業で周知 ・特別養子縁組成立件数：13件	達成の見込み
	児童相談所が保健センターや施設等と連携し、子どもの福祉の観点からのニーズの早期把握に努めます。	・児童相談所が保健センターや施設等と連携し、子どもの福祉の観点からのニーズの早期把握に努めた	
	新生児里親委託等を引き続き推進します。	・新生児里親委託等を推進した	
支援体制の充実	委託後及び縁組成立後の支援体制の充実を検討し実施します。	・民間フォostリング機関ほだかの里（令和3年度開設） ・里親支援専門相談員を9施設に配置	
子どもの知る権利の保障	実親のを知ることができる仕組みづくりなど、子どもの知る権利を保障するよう対応していきます。	・真実告知、ライフストーリーワークの研修を実施	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

資源等	現在の整備・取組状況等
子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備	・各児童相談所に家庭復帰支援チームを設置 ・入所している子どもの家庭復帰に向けた支援、家庭復帰後のアフターケアを実施

ii 現状の主な課題（資源の必要量等）

- ・子どもが心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限行い、家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には子どもの最善の利益を踏まえつつ、里親委託や特別養子縁組を検討するためのケースマネジメントを引き続き実施する必要があります。

iii 資源の整備・取組方針等

- ・子どもが心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限行い、家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には子どもの最善の利益を踏まえつつ、里親委託や特別養子縁組を検討するための体制を引き続き整備し、ケースマネジメントを実施します。

② 親子関係再構築に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

資源等	現在の整備・取組状況等
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	・児童虐待再発防止のための保護者支援事業：39 件 ・家庭復帰支援事業：38 人
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	・各児童相談所に家庭復帰支援チームの設置
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	・266 回（延べ 2,847 人受講）
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	・令和 6 年度：事業委託化
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	・令和 5 年度：39 件（児童相談所が実施） ・令和 6 年度：事業委託化

ii 現状の主な課題（資源の必要量等）

- ・支援を要するケースに対して、速やかに事業を実施できるよう、児童相談所職員向けに親子再統合支援事業に関する研修を行う必要があります。
- ・保護者支援プログラムやライセンス取得に必要な研修を引き続き実施することが必要です。

iii 資源の整備・取組方針等

- ・親子関係の再構築に向けた支援を要する家庭に対し、適切に支援が実施できるよう、児童相談所職員向けの親への相談支援や保護者支援プログラム等に関する研修を実施します。
- ・保護者支援プログラムやライセンス取得に必要な研修の実施について、民間団体へ引き続き委託して実施します。

(定量的な整備目標)

		R7	R8	R9	R10	R11	備考
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	児童虐待再発防止のための保護者支援事業	51 件	51 件	51 件	51 件	51 件	
	家庭復帰支援事業	49 人	49 人	49 人	49 人	49 人	
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数		330 回 3,530 人	330 回 3,530 人	330 回 3,530 人	330 回 3,530 人	330 回 3,530 人	

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

資源等	現在の整備・取組状況等
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	・ 13 件
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	・ 8 件
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	・ 児童相談所常勤弁護士と随時検討
里親支援センターやフォスティング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	・ 里親支援センター1 箇所 ・ 民間フォスティング機関 1 箇所 ・ 児童相談所 3 箇所 ・ 里親支援専門相談員配置施設 9 箇所
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	・ 27 人

ii 現状の主な課題（資源の必要量等）

・ パーマネンシー保障の観点から児童相談所長による特別養子適格の申し立てなどについて引き続き実施する必要があります。
--

iii 資源の整備・取組方針等

・ 親子分離後、家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど特別養子縁組等の検討対象になる子どもに対し、パーマネンシー保障の観点から児童相談所長による特別養子適格の申し立てなどについて積極的に実施します。
--

(定量的な整備目標)

	R7	R8	R9	R10	R11	備考
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	13 件	13 件	13 件	13 件	13 件	
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	4 件	4 件	4 件	4 件	4 件	
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	27 人	27 人	27 人	27 人	27 人	

(3) 評価のための指標

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

- ・ 里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間
- ・ 子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む。）

② 親子関係再構築に向けた取組

- ・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数
- ・ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況
- ・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数
- ・ 民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数
- ・ 里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数
- ・ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数
- ・ 民間あっせん機関に対する支援、連携の有無

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画：4 里親等への委託の推進に向けた取り組み】

事項	方向性（目標）	現状（取組結果）	達成見込み
里親制度周知のための啓発	より多くの市民の方に里親制度について知っていただくために、広報なごや・インターネット等のさまざまな手法により、市民に分かりやすく効果的な周知ができるよう検討し実施します。	・各種媒体を活用し里親制度の周知を実施（動画作成や市政情報番組、SNS）	里親等委託率については未到達、その他の事項については達成見込み
里親登録へつなげるリクルート	里親登録につなげるため、福祉・教育関係者（保育士や子育て支援関係者等）に加え、シニア層、共働き世帯、子育て世帯など幅広い層に対して特徴をとらえたリクルート活動を行うなど、戦略的アプローチを検討し実施します。	・登録里親数 354 世帯 ・里親制度説明会と体験談を聞く会、里親制度休日相談窓口、里親希望者向けサロンの開催	
ファミリーホームの推進	ファミリーホームの開設数増に向けた施策を検討し実施します。	・11 箇所 ・ファミリーホーム開設支援事業実施	
	ファミリーホームの稼働率向上に向けた施策を検討し実施します。	・児童相談所とファミリーホームの懇談会を実施 ・平均稼働率 79.0 % (R6.3.1 現在)	
未委託里親への委託の推進	未委託里親に対して、里親の現状を把握し、ショートステイや一時保護の委託を通じて養育にかかる知識・経験や意識を高める等、必要な支援策や委託が推進できるような方策を検討し実施します。	・里親ショートステイの実施 ・未委託里親サロンの開催 ・里親への受託意向調査の実施(児童相談所)	
里親等委託率の目標 ※	・家庭養育優先の理念に則り、家庭支援を行い、家庭での養育を図ることを最優先としますが、子どもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合においては、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される里親等への委託を原則とします。 目標とする里親等委託率及び見込み人数については、本市の実情を踏まえ、令和 11 年度までに 3 歳未満を 70%、3 歳以上の就学前及び学齢期以降を 30%とします。	・里親等委託率 22.5% 3 歳未満…25 人(29.5%) 3 歳以上の就学前…43 人(32.1%) 学 齢 期 以 降 … 110 人(19.2%) (計 178 人)	
※ $\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親・ファミリーホームの委託子ども数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所子ども数} + \text{里親・ファミリーホームの委託子ども数}}$			

	委託率目標の達成のために必要な里親、ファミリーホーム数を確保していくこととします。	・登録里親数 354 世帯 ・ファミリーホーム 11 箇所	
チーム養育に向けた取り組み	里親が必要な手続きや関係機関との相談が円滑にできるよう、委託前から里親と関係機関の間で顔の見える関係を作るなど、児童相談所、社会福祉事務所、保健センター、施設や里親会等がチームとなった、「チーム養育」に向けた有機的な連携を図ります。	・児童福祉施設職員を対象とした中堅研修において里親制度について説明 ・里親支援専門相談員を 9 箇所に配置 ・フォスタリング機関「里親家庭支援センターほだかの里」を開設	
	学校や医療機関等に向けて里親制度理解をより深めてもらうための施策を検討し実施します。	・学校や保育園等の子どもの所属機関に対して里親制度やファミリーホーム事業に対する理解を深めてもらえるよう、リーフレットを配布	
	委託後の里親の孤立を防ぎ、早めにケアが行えるよう、児童相談所や里親支援専門相談員による相談や訪問支援等の充実を図ります。	・児童相談所による家庭訪問：595 件 ・里親支援専門相談員による家庭訪問：1,945 件	
	養育里親や専門里親、ファミリーホームについて、児童相談所や施設、里親会と連携し、委託されている子どもの養育支援の強化を図るとともに、子どもの状況に応じた実親との交流など、親子関係再構築への取り組みを進めます。	・児童福祉施設職員を対象とした中堅研修において里親制度について説明 ・里親支援専門相談員を 9 箇所に配置	
研修の充実	里親への研修については、里親としての経験をしていく中で、体系的に積み上げられる実践的な研修内容となるよう検討し実施します。	・里親トレーナーを中心に研修内容を検討し実施	
	里親支援の担い手を育成するための研修を検討し実施します。	・児童福祉施設職員を対象とした中堅研修において里親制度について説明	
フォスタリング機関の整備	フォスタリング機関の業務について、今後、他都市の取り組み等を参考にしながら、児童相談所の役割を明確にし、里親のリクルートや研修、里親養育への支援等、民間機関との協働や連携を図るなど、具体的に検討し実施します。	・「里親家庭支援センターほだかの里」において実施	

＜要因分析＞

事項：里親等委託率の目標

	実績	旧計画における目標	
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 11 年度
3 歳未満児	29. 5%	45%	70%
3 歳以上の就学前	32. 1%	25%	30%
学齢期以降	19. 2%	20%	30%
全体	22. 5%	23. 8%	34. 8%

令和 5 年度実績を踏まえると、「3 歳以上の就学前」の里親等委託率については既に令和 11 年度目標を達成しており、「全体」「学齢期以降」の里親等委託率については、目標に近い割合となっており、令和 6 年度は目標達成が見込まれる。

一方で、「3 歳未満児」の里親等委託率が目標を下回る見込みである。主な要因として、下記 3 点が挙げられる。

- ①共働きの里親家庭が増えており、3 歳未満児を受け入れる体制や環境（育休等）を整えられないため、里親委託に至らないこと
- ②家庭復帰を目指して乳児院に入所したケースのうち、家庭復帰に至らず、乳児院からの措置変更のタイミング（3 歳に到達した最初の年度末）で里親委託されるケースが多いこと
- ③特別養子縁組を前提とした里親委託は特別養子縁組が成立すると委託解除となること

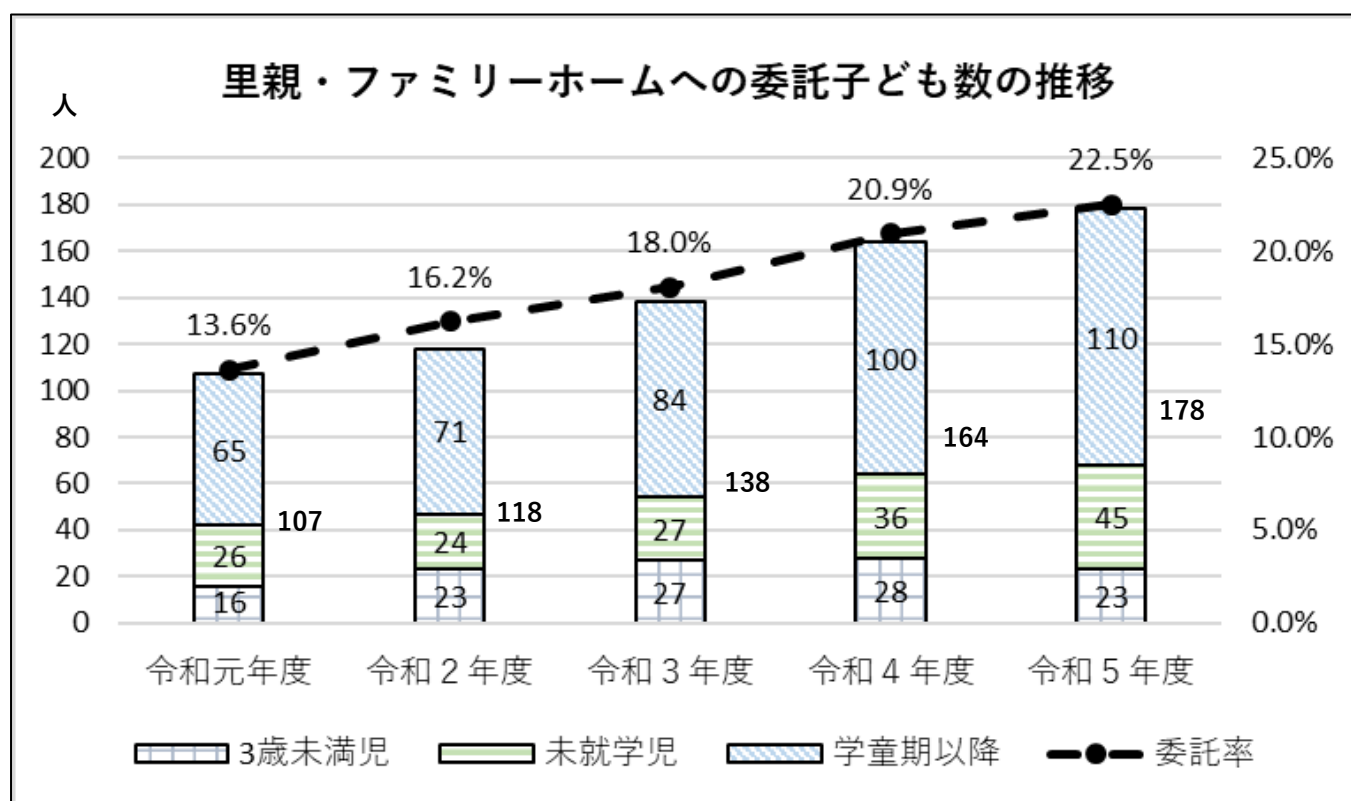
(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

① 里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等

＜里親・ファミリーホームへの委託子ども数の現状＞

（各年度末）

年度	3歳未満児	未就学児	学童期以降	合計
令和元年度	16人	26人	65人	107人
令和2年度	23人	24人	71人	118人
令和3年度	27人	27人	84人	138人
令和4年度	28人	36人	100人	164人
令和5年度	23人	45人	110人	178人



＜里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込みの算出方法＞

里親等委託が必要な子ども数の見込みを算出するにあたっては、旧計画の考えを踏襲し、本市における社会的養育の実情を踏まえて子ども数を見込むこととし、代替養育を必要とする子ども数（※1）に里親等委託が必要な子どもの割合（※2）を乗じて算出する。

※1：代替養育を必要とする子ども数の見込み

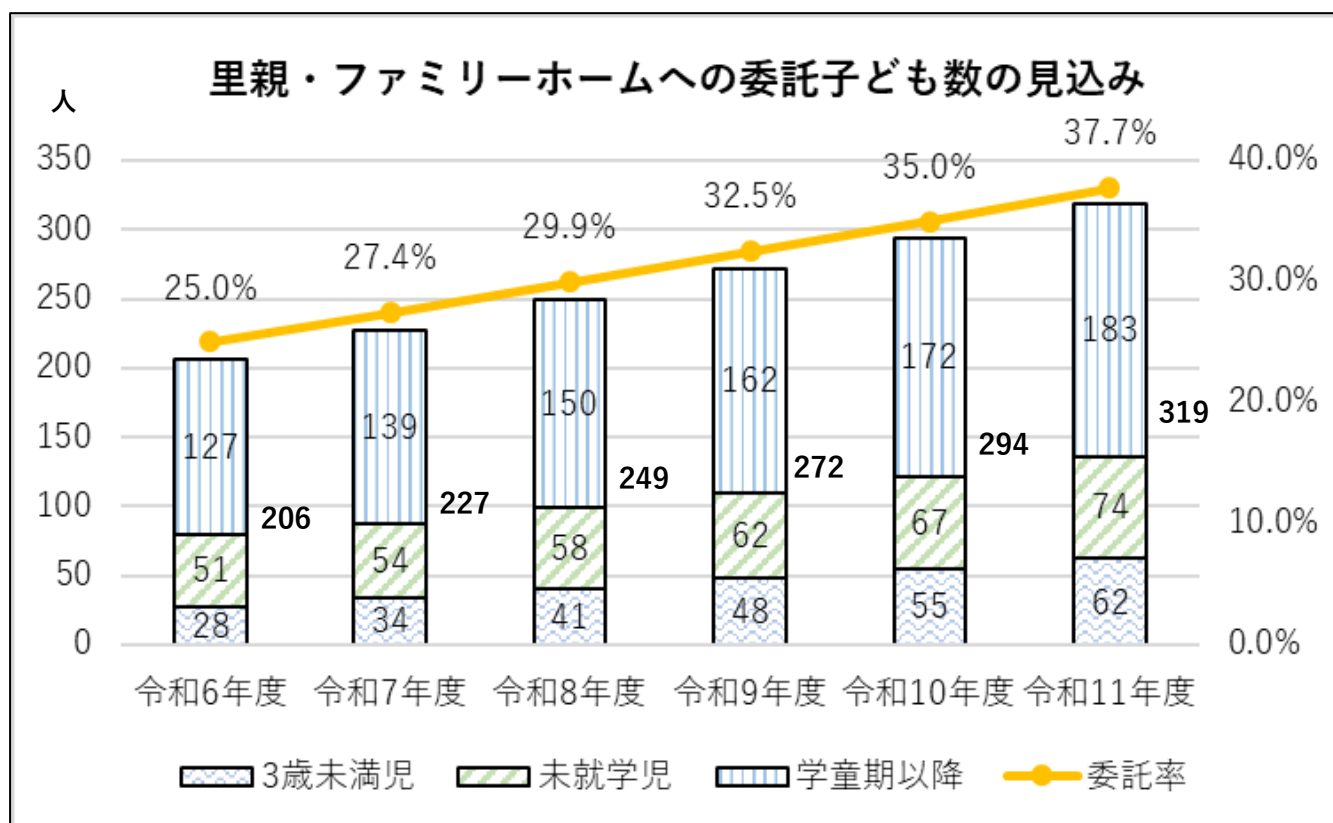
年度	3歳未満児	未就学児	学童期以降	合計
（令和6年度）	76人	145人	603人	824人
令和7年度	78人	142人	608人	828人
令和8年度	82人	140人	610人	832人
令和9年度	85人	140人	612人	837人
令和10年度	87人	143人	611人	841人
令和11年度	89人	147人	610人	846人

※ 2 : 里親等委託が必要な子どもの割合（旧計画で本市が掲げた令和 11 年度までの目標の里親等委託率（3 歳未満：70%、未就学：30%、学童期以降：30%）について、現状を踏まえて見直し、再設定する（未就学児については令和 5 年度時点で旧計画の目標を上回っていることから、目標値を 50%に見直す。））

年度	3 歳未満児	未就学児	学童期以降	合計
令和 5 年度	29.5%	32.1%	19.2%	22.5%
令和 6 年度	36.2%	35.1%	21.0%	25.0%
令和 7 年度	43.0%	38.1%	22.8%	27.4%
令和 8 年度	49.7%	41.1%	24.6%	29.9%
令和 9 年度	56.5%	44.1%	26.4%	32.5%
令和 10 年度	63.2%	47.0%	28.2%	35.0%
令和 11 年度	70.0%	50.0%	30.0%	37.7%

<里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み>

年度	3 歳未満児	未就学児	学童期以降	合計
(令和 6 年度)	28 人	51 人	127 人	206 人
令和 7 年度	34 人	54 人	139 人	227 人
令和 8 年度	41 人	58 人	150 人	249 人
令和 9 年度	48 人	62 人	162 人	272 人
令和 10 年度	55 人	67 人	172 人	294 人
令和 11 年度	62 人	74 人	183 人	319 人



i 資源等に関する地域の現状

資源等	現在の整備・取組状況等
里親等委託率 (3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)	- 里親等委託率 22.5% 3歳未満…29.5% 3歳以上の就学前…32.1% - 学童期以降…19.2%
登録率 ※1	・ 62.4%
稼働率 ※2	・ 36.0% (うち里親 29.9%、うちファミリーホーム 79.0%)
養育里親、専門里親、養子縁組里親の里親登録(認定)世帯数	・ 養育 242 世帯、専門 14 世帯、養子 188 世帯
ファミリーホーム数	・ 11 箇所
里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	・ 2 回

※1

$$\text{登録率} = \frac{\text{里親登録(認定)数} \times \text{平均受託子ども数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所子ども数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託子ども数}}$$

※2

$$\text{稼働率} = \frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託子ども数}}{\text{里親登録(認定)数} \times \text{平均受託子ども数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$$

ii 現状の主な課題(資源の必要量等)

- ・家庭養育優先原則を推進するため、家庭復帰が困難、又は適当でない場合は、里親又はファミリーホームへの委託を原則とする必要があります。
- ・施設入所した3歳未満児について、入所が長期化することのないような方策の検討が求められています。
- ・里親やファミリーホームが3歳未満児の委託を受け入れ易い体制、環境を整えられる方策を検討していくことが必要です。
- ・未委託里親に対して必要な支援策や、委託推進できるような方策の検討が必要です。
- ・ファミリーホームの養育の質の向上を図る施策を実施する必要があります。
- ・関係機関と連携し、里親やファミリーホームの養育支援を実施することが重要となっています。

iii 資源の整備・取組方針等

- ・家庭養育優先原則の理念に則り、家庭支援を行い、家庭での養育を図ることを最優先としますが、子どもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合においては、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される里親又はファミリーホームへの委託を原則とします。

- ・3歳未満児の里親等委託については、施設入所後も並行して検討を行い里親とのマッチングを進め、里親等委託への準備期間として、入所が長期化することのないよう検討し実施します。
- ・里親やファミリーホームが3歳未満児の委託を受け入れ易い体制、環境を整えられる方策を検討します。
- ・未委託里親に対して、ショートステイや一時保護の委託を通じて養育にかかる知識・経験や意識を高める等、必要な支援策や委託が推進できるような方策を検討し実施します。
- ・里親制度の周知に効果的な様々な媒体を活用し、市民の里親制度に関する理解が進むよう、普及啓発を実施します。
- ・里親登録につなげるため、福祉・教育関係者（保育士や子育て支援関係者等）に加え、シニア層、共働き世帯、子育て世帯など幅広い層に対して特徴をとらえたリクルート活動を行うなど、戦略的アプローチを検討し実施します。
- ・ファミリーホーム開設数増に向けた施策を実施します。また、各ファミリーホームの稼働率の向上、養育の質の担保を図るための施策（体制強化等）を実施します。
- ・児童相談所や施設、里親支援センター等と連携を図り、里親やファミリーホームの養育支援を実施します。

（定量的な整備目標）

	R7	R8	R9	R10	R11	備考
里親等委託率	27.4%	29.9%	32.5%	35.0%	37.7%	
3歳未満	42.9%	49.7%	56.5%	63.2%	70.0%	
3歳以上の就学前	38.1%	41.0%	44.0%	47.0%	50.0%	
学童期以降	22.8%	24.6%	26.4%	28.2%	30.0%	
登録率	71.6%	77.8%	83.8%	89.9%	95.8%	
稼働率	38.3%	38.5%	38.8%	38.9%	39.4%	
うち里親	31.8%	31.8%	31.8%	31.8%	31.8%	
うちファミリーホーム	80.0%	80.4%	80.8%	81.0%	81.3%	
養育里親登録（認定）数	290 世帯	314 世帯	338 世帯	362 世帯	386 世帯	
専門里親登録（認定）数	20 世帯	23 世帯	26 世帯	29 世帯	32 世帯	
養子縁組里親登録（認定）数	232 世帯	254 世帯	276 世帯	298 世帯	320 世帯	
ファミリーホーム数	16 箇所	18 箇所	20 箇所	22 箇所	24 箇所	
里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	

② 里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

資源等	現在の整備・取組状況等
里親支援センターの設置数	・令和6年度：1箇所開設予定
民間フォostリング機関の設置数	・1箇所（里親家庭支援センターほだかの里）
児童相談所における里親等支援体制の整備	・各児童相談所に里親支援チームを配置
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	・6回、70人

ii 現状の主な課題（資源の必要量等）

- ・里親支援センターが一貫した里親等支援業務を行える体制を構築する必要があります。
- ・各関係機関の連携を図り、里親・ファミリーホームへの支援を強化する必要があります。

iii 資源の整備・取組方針等

- ・里親支援センターにおいては、一貫した里親等支援業務を行う体制を構築します。また、設置が進むよう、関係施設と調整を図り、検討を進めます。
- ・児童相談所、里親支援センター、施設、里親会の連携による支援を進めるとともに役割分担を検討し、より良い里親・ファミリーホームへの支援体制の構築を図ります。

（定量的な整備目標）

	R7	R8	R9	R10	R11	備考
里親支援センターの設置数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	2箇所	
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	6回 70人	6回 70人	6回 70人	6回 70人	6回 70人	

（3）評価のための指標

① 里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等

- ・3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率
- ・養育、専門、養子縁組里親それぞれの里親登録数、新規里親登録数、委託里親数、委託子ども数
- ・ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託子ども数
- ・里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）
- ・里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

② 里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

- ・里親支援センターの設置数、民間への委託数
- ・民間フォostリング機関の設置数
- ・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画: 6 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み】

事項	方向性（目標）	現状（取組結果）	達成見込み
施設で養育が必要な子ども数の見込み	○令和6年度：645人 3歳未満…55人 3歳以上の就学前…113人 学齢期以降…477人 ○令和11年度：571人 3歳未満…31人 3歳以上の就学前…109人 学齢期以降…431人 施設においては、心理的ケアの必要性や行動の問題等から里親等での養育が困難な子どもや年長の子どもで家庭的な生活に拒否的になっている子どもを養育します。	・613人 3歳未満…55人 3歳以上の就学前…95人 学齢期以降…463人	
定員の設定	定員については、小規模化・地域分散化に向けた取り組みや里親委託の向上を踏まえながらも、一時保護や代替養育が必要な子ども等の行き場がなくなることをないよう、十分な受け皿を確保してまいります。	・児童養護施設 637人 ・乳児院 105人	達成の見込み
小規模化・地域分散化に向けた取り組み	児童養護施設の小規模なグループによるケア単位の定員を令和7年度末までに6人となるよう推進します。	・小規模ユニットの6人定員化への移行を推進	
	築年数が経過している施設は、子どもの生活する環境改善の観点から改築を検討するとともに、施設のケア単位の小規模化を推進します。	・民間児童養護施設の改築に向けた検討	
	地域小規模児童養護施設の整備について、すでに1箇所設置している施設については複数設置の検討を進める等、児童養護施設の地域分散化を推進します。	・地域小規模児童養護施設 設置施設数：9施設 （うち複数設置：8施設）	

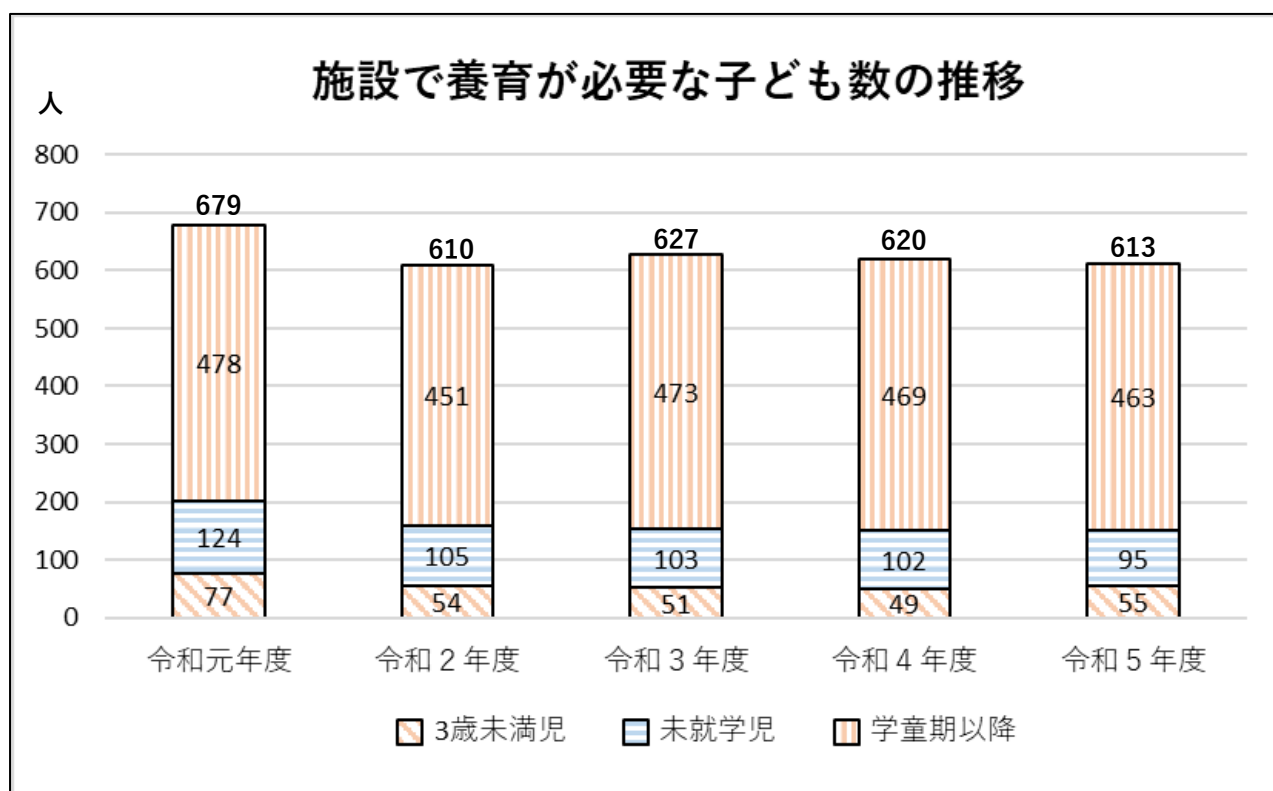
高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み	乳児院等多機能化推進事業（児童虐待・DV対策等総合支援事業）等の国のメニューを活用し、親子関係再構築に向けた保護者支援や家庭復帰支援、里親支援、地域の養育相談に応じる機能や社会福祉事務所への支援機能など、施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図るよう検討し実施します。	・育児指導担当職員を乳児院3箇所配置 ・家庭支援専門相談員2人目を9箇所に配置 ・里親支援専門相談員を乳児院3箇所、児童養護施設6箇所に配置 ・医療機関等連絡調整員、障害児受入調整員を配置
	心理的ケアの必要性や行動の問題等、入所している子どもの専門的なケアが必要になってくることから、医療機関等との連携・強化について検討し実施します。	・乳児院、児童養護施設全ての施設に心理療法担当職員を配置 ・医療機関等連絡調整員、障害児受入調整員を配置
	児童養護施設において、年長児童に特化したグループによるケアを検討し実施します。	・小規模ユニットや地域小規模児童養護施設の一部で年長児を優先的に受け入れ
	施設に入所している子どもの生活を保障しつつ、委託一時保護となった子どもが安心して暮らせるような本体のユニットの活用について検討し実施します。	・一時保護、ショートステイ専用施設を運用（乳児院1箇所）
	児童相談所との連携や施設の専門性を活かした保護者支援機能の強化により親子関係再構築に向けた取り組みを進め、安全・安心な家庭復帰を促進します。	・家庭支援専門相談員の2人目を9箇所に配置 ・施設懇談会や合同施設長会の開催
人材確保・人材育成	専門性の高い人材確保や体系的な研修等による人材育成策を検討し、専門性の高い施設養育を実施します。	・名養協との研修の共同開催
	国に対し、専門性の高い人材確保や人材育成施策の要望を行います。	・国への要望を実施
児童家庭支援センター	要支援、要保護児童、特定妊婦など支援を必要とする家庭に対し、乳児院や児童養護施設の経験を活かした相談や訪問といった援助（アウトリーチ）を保護者にとってより身近な地域における支援を行うことを前提に、子育て世代包括支援センターや社会福祉事務所等と有機的な連携を図りながら、拡充を検討し実施します。	・実務者会議への参加等、社会福祉事務所等との連携を図ってきた ・各種業務の受託

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

① 施設で養育が必要な子ども数の見込み

＜施設で養育が必要な子ども数＞

年度	3歳未満児	未就学児	学童期以降	合計
令和元年度	77人	124人	478人	679人
令和2年度	54人	105人	451人	610人
令和3年度	51人	103人	473人	627人
令和4年度	49人	102人	469人	620人
令和5年度	55人	95人	463人	613人



＜施設で養育が必要な子ども数の見込みの算出方法＞

施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出するにあたっては、代替養育を必要とする子ども数（※1）に里親等委託が必要な子ども数（※2）を減じて算出する。

※1：代替養育を必要とする子ども数の見込み

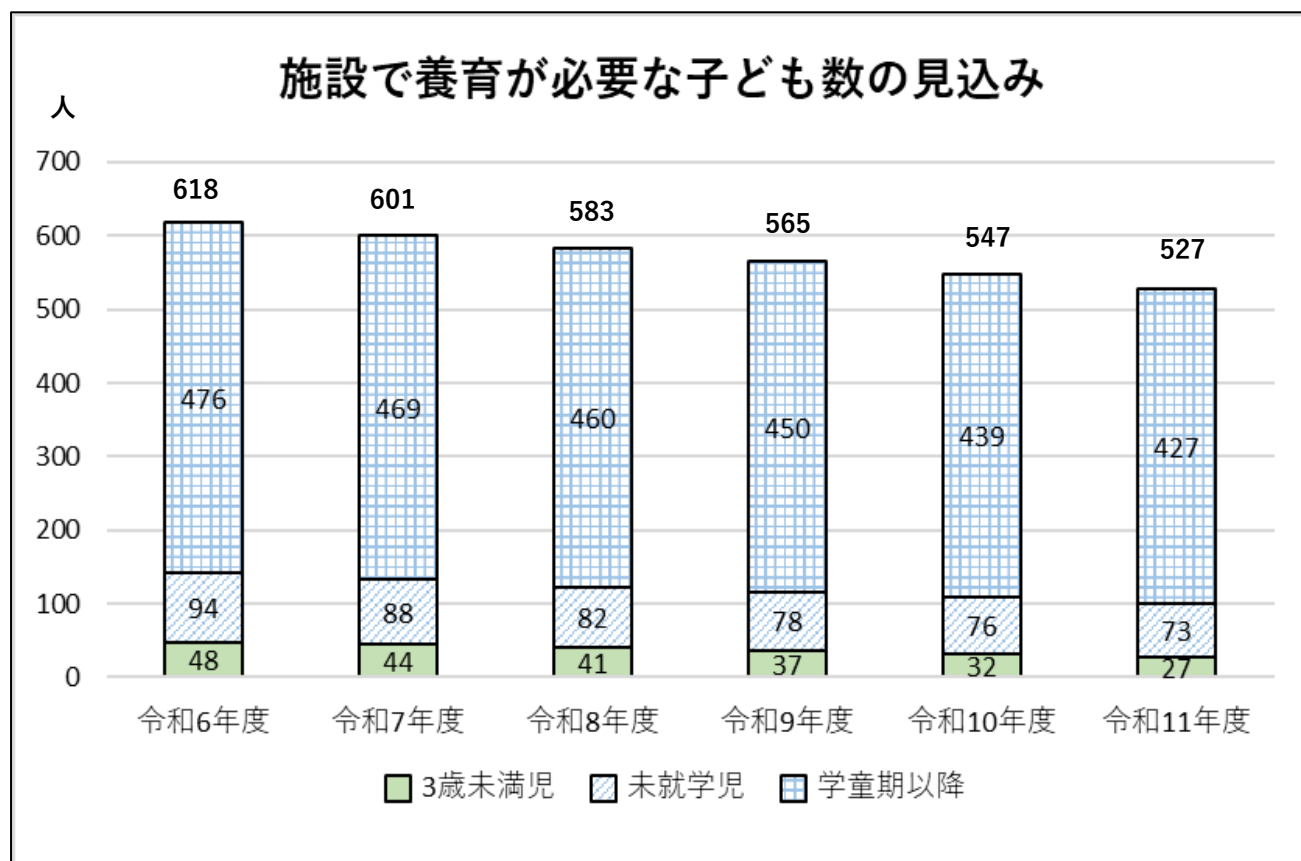
年度	3歳未満児	未就学児	学童期以降	合計
(令和6年度)	76人	145人	603人	824人
令和7年度	78人	142人	608人	828人
令和8年度	82人	140人	610人	832人
令和9年度	85人	140人	612人	837人
令和10年度	87人	143人	611人	841人
令和11年度	89人	147人	610人	846人

※ 2 : 里親等委託が必要な子ども数

年度	3 歳未満児	未就学児	学童期以降	合計
(令和 6 年度)	28 人	51 人	127 人	206 人
令和 7 年度	34 人	54 人	139 人	227 人
令和 8 年度	41 人	58 人	150 人	249 人
令和 9 年度	48 人	62 人	162 人	272 人
令和 10 年度	55 人	67 人	172 人	294 人
令和 11 年度	62 人	74 人	183 人	319 人

<施設で養育が必要な子ども数の見込み>

年度	3 歳未満児	未就学児	学童期以降	合計
(令和 6 年度)	48 人	94 人	476 人	618 人
令和 7 年度	44 人	88 人	469 人	601 人
令和 8 年度	41 人	82 人	460 人	583 人
令和 9 年度	37 人	78 人	450 人	565 人
令和 10 年度	32 人	76 人	439 人	547 人
令和 11 年度	27 人	73 人	427 人	527 人



② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

資源等	現在の整備・取組状況等
小規模かつ地域分散化した施設数、入所子ども数	・小規模グループケア実施（15 施設 54 ユニット） ・地域分散化実施（9 施設 20 箇所）
養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員）の加配施設数、加配職員数	・家庭支援専門相談員：1 人目配置済、令和 3 年度から 2 人目を 3 箇所ごとに配置（乳児院・児童養護施設） ・心理療法担当職員：配置済（乳児院・児童養護施設） ・自立支援担当職員：配置済（児童養護施設）
養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数	・施設機能強化推進事業 - 親子支援事業（児童養護施設 1 箇所、乳児院 1 箇所） - 家族療法事業（乳児院 1 箇所、児童心理治療施設 1 箇所） ・育児指導機能強化事業（育児指導担当職員配置）：配置済（乳児院 3 箇所）
一時保護専用施設の整備施設数	・未整備
児童家庭支援センターの設置施設数	・1 箇所（子ども家庭支援センターさくら）
里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数	・里親支援センター：1 箇所 ・民間フォスタリング機関：1 箇所（里親家庭支援センターほだかの里）
妊産婦等生活援助事業の実施施設数	・未実施
家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	・子育て短期支援事業（ショートステイ）：乳児院 4 箇所、児童養護施設 13 箇所

ii 現状の主な課題（資源の必要量等）

- ・「できる限り良好な家庭的環境」を確保し、質の高い個別的なケアを実現するため、施設の小規模化、地域分散化を引き続き推進する必要があります。
- ・施設の高機能化及び多機能化、機能転換を引き続き推進する必要があります。
- ・児童家庭支援センターの求められる役割や機能について整理する必要があります。
- ・施設職員の人材育成及び専門性の高い人材確保を推進する必要があります。
- ・母子生活支援施設については、「切れ目のない支援」「切り離さない支援」ができるという特性を活かし、様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設としての活用が求められています。
- ・子どもの特性に合わせた一時保護先を確保するため、一時保護専用施設の設置・拡充について、検討する必要があります。

iii 資源の整備・取組方針等

- ・「できる限り良好な家庭的環境」を確保し、質の高い個別的なケアを実現するために、施設の小規模かつ地域分散化を引き続き推進します。
- ・小規模かつ地域分散化に向けた取り組みや里親等委託の向上を推進しながらも、一時保護や代替養育が必要な子どもの行き場がなくなることを防ぐよう、十分な受け皿を確保します。
- ・築年数が経過している施設は、子どもの生活する環境改善の観点から改築を検討するとともに、施設のケア単位の小規模化を検討し実施します。
- ・施設に入所している子どもの生活を保障しつつ、一時保護のための専用施設の設置や里親のレスパイト・ケアの実施など、本体ユニットの活用について検討し実施します。
- ・親子関係再構築に向けた保護者支援や家庭復帰支援、里親支援、地域の養育相談に応じる機能や社会福祉事務所への支援機能など、施設の高機能化及び多機能化・機能転換を進めます。
- ・児童家庭支援センターについては、要支援、要保護児童、特定妊婦など支援を必要とする家庭に対し、施設としての経験を活かした相談や訪問といった援助（アウトリーチ）を家庭のより身近な地域において支援を実施し、こども家庭センターや社会福祉事務所等の機能と有機的な連携を図るために、本市の児童家庭支援センターに求められる役割や機能について検討します。
- ・被虐待児童への心理的なケアや発達特性に合わせた支援など、専門的な対応を要する子どもへの適切な支援が行われるよう、体系的な研修等による人材育成及び専門性の高い人材確保を進め、施設養育の専門性を高め、高機能化を図ります。
- ・母子生活支援施設については、「切れ目のない支援」「切り離さない支援」ができるという特性を活かし、様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、社会福祉事務所や児童相談所に対して幅広く活用を促します。
- ・子どもの特性に合わせた一時保護先を確保するため、一時保護専用施設の設置・拡充について、必要な整備補助等と併せて検討します。

（定量的な整備目標）

			R7	R8	R9	R10	R11	備考
小規模かつ地域分散化した施設数、入所子ども数			27 箇所(定員 162 人)	28 箇所(定員 168 人)	29 箇所(定員 174 人)	30 箇所(定員 180 人)	31 箇所(定員 186 人)	
養育機能強化のための専門職の加配	家庭支援専門相談員	児童養護施設	12 箇所に各 2 人配置	12 箇所に各 2 人配置	12 箇所に各 2 人配置	12 箇所に各 2 人配置	12 箇所に各 2 人配置	
		乳児院	3 箇所に各 2 人配置	3 箇所に各 2 人配置	3 箇所に各 2 人配置	3 箇所に各 2 人配置	3 箇所に各 2 人配置	

施設数、 加配職員 数	心理療 法担当 職員	児童養 護施設	13 箇所 に 各 1 人配置	13 箇所 に 各 1 人配置	13 箇所 に 各 1 人配置	13 箇所 に 各 1 人配置	13 箇所 に 各 1 人配置	
		乳児院	4 箇所 に 各 1 人配置	4 箇所 に 各 1 人配置	4 箇所 に 各 1 人配置	4 箇所 に 各 1 人配置	4 箇所 に 各 1 人配置	
	自立支 援担当 職員	児童養 護施設	12 箇所 に 各 2 人配置	12 箇所 に 各 2 人配置	12 箇所 に 各 2 人配置	12 箇所 に 各 2 人配置	12 箇所 に 各 2 人配置	
養育機能 強化のた めの事業	親子支 援事業	児童養 護施設	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	
		乳児院	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	
	家族療 法事業	乳児院	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
		児童心 理治療 施設	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	育児指 導機能 強化事 業	乳児院	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	
一時保護専用施設の整備施設数			0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
児童家庭支援センターの設置施設数			1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
里親支援センターの実施施設数			1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	
里親養育包括支援(フォスターリング)事業の実施施設数			1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
妊産婦等生活援助事業の実施施設数			1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	

(3) 評価のための指標

- ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所子ども数
- ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数
- ・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
- ・一時保護専用施設の整備施設数
- ・児童家庭支援センターの設置施設数
- ・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数
- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画：7 社会的養護自立支援事業の推進に向けた取り組み】

事項	方向性（目標）	現状（取組結果）	達成見込み
自立支援の充実	施設等に入所している子どもの自立支援について、児童相談所やNPO等と連携しながら計画的に実施します。 自立支援担当職員等を中心とした、施設内での子どもの進学・就職・生活支援等、自立に向けた更なる支援の充実を図るとともに、施設全体の自立支援の向上に向けた支援の充実を図ります。	・自立する子どもへのアフターケア計画書の作成 ・自立支援担当職員によるリービングケアの実施 ・年長児向け自立研修(なごやかステップアップセミナー)、職員向け自立支援研修の実施 ・児童養護施設等退所者への未来応援金支給 ・自立支援担当者会の開催	達成の見込み
施策体系の構築	ステップハウスモデル事業の本格実施、社会的養護自立支援事業や名古屋市児童養護施設等退所児童就労支援事業の活用等、本市の自立支援施策体系の構築を検討し実施します。	・社会的養育ステップハウス事業を実施 ・名古屋市児童養護施設等退所児童就労支援事業(サポートいずみ)の活用	
自立援助ホーム等での支援の拡充	年長児童の受け入れについて、自立援助ホームと児童養護施設とが連携していくとともに、一人ひとりの特性や子どもの意見等を踏まえた個別的な支援の更なる充実を図ります。 児童養護施設において、年長児童に特化したグループによるケアを検討し実施します。	・社会復帰支援事業により、自立援助ホームへ心理療法担当職員を配置 ・小規模ユニットや地域小規模児童養護施設の一部で年長児を優先的に受け入れ	

（２）資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

＜自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込みの算出方法＞

児童養護施設等退所者への未来応援金対象者（※１）と措置延長を必要とする者（※２）の合計で算出する。

※１：児童養護施設等退所者への未来応援金対象者

退所年度	未来応援金対象者
令和元年度	63 人
令和２年度	68 人
令和３年度	55 人
令和４年度	61 人
過去４年平均	62 人

＜児童養護施設等退所者への未来応援金＞

趣旨：児童養護施設等退所者が思い描く未来に向け自立した生活を継続できるよう、経済的な負担軽減及び児童養護施設等退所者と退所施設の関わりを継続することを目的に、１人１０万円の応援金を支給するもの。

対象者：名古屋市が施設や里親等に措置又は委託した子どものうち、支給する年度の前年度に自立を理由としてその措置又は委託を解除された者（家庭復帰した者は除く）

※２：年度超え措置延長者（年度初めに在籍している１８歳以上のみ）

年度	１８歳以上	増加
令和３年度	３人	５人
令和４年度	８人	
令和５年度	１０人	２人
令和６年度	１８人	８人
過去４年平均	１０人	

＜年度超え措置延長者＞

前年度に１８歳になり措置延長し、翌年度初めに施設入所、里親委託されている１８歳、１９歳の者

＜自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み＞

年度	未来応援金対象者	措置延長等を必要とする者			自立支援を必要とする社会的養護経験者等数
			年度超え措置延長者	過去４年の平均増加人数	
（令和６年度）	62 人	22 人	18 人	4 人	84 人
令和７年度	62 人	26 人	22 人	4 人	88 人
令和８年度	62 人	30 人	26 人	4 人	92 人
令和９年度	62 人	34 人	30 人	4 人	96 人
令和１０年度	62 人	38 人	34 人	4 人	100 人
令和１１年度	62 人	42 人	38 人	4 人	104 人

② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

資源等	現在の整備・取組状況等
児童自立生活援助事業の実施箇所数	・令和6年度：Ⅰ型3箇所（自立援助ホーム） Ⅱ型2箇所（施設） Ⅲ型4箇所（里親・ファミリーホーム）
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	・社会的養育ステップハウス事業、児童養護施設等退所児童就労支援事業（サポートいずみ）の実施により、一部、社会的養護自立支援拠点事業の内容を実施
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	・社会的養護自立支援協議会としては、未整備であるが、既存の会議体として自立支援担当者会や合同施設長会があり、実質的な社会的養護経験者への支援について検討する体制がある

ii 現状の主な課題（資源の必要量等）

- ・社会的養護経験者は、自立後の生活や仕事等に対して強く不安を感じていることから、措置等を解除された後も孤立することなく社会で安心して生活できるよう、自立支援を充実することが必要です。
- ・社会的養護自立支援拠点事業の開設に向け、社会的養育ステップハウス事業や名古屋市児童養護施設等退所児童就労支援事業のあり方等を検討し、自立支援体制を整備する必要があります。

iii 資源の整備・取組方針等

- ・社会的養護経験者が措置等を解除された後も孤立することなく、自信をもって社会で安心して生活し就労が継続できるよう、就労支援や退所後のアフターフォローなどについて、自立支援担当職員を中心とした入所中から退所後までの一貫した自立支援の充実を図ります。
- ・社会的養育ステップハウス事業や名古屋市児童養護施設等退所児童就労支援事業のあり方等について検討を進め、現に支援している関係者からの情報等を収集しながら、支援ニーズに即した社会的養護経験者等への自立支援体制を整備します。
- ・自立後に、生活や仕事について相談できる場所や、住居や生活面のサポート等、社会的養護経験者等のニーズに即した社会的養護自立支援拠点事業を整備します。

(定量的な整備目標)

		R7	R8	R9	R10	R11	備考
児童自立生活援助事業の実施箇所数	I型	4箇所 (定員30人)	4箇所 (定員30人)	4箇所 (定員30人)	4箇所 (定員30人)	4箇所 (定員30人)	
	II型	3箇所 (定員12人)	4箇所 (定員14人)	4箇所 (定員14人)	4箇所 (定員14人)	5箇所 (定員16人)	
	III型	4箇所 (定員4人)	4箇所 (定員4人)	4箇所 (定員4人)	4箇所 (定員4人)	4箇所 (定員4人)	
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数		0箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	

(3) 評価のための指標

- ・児童自立生活援助事業の実施箇所数（I型～III型それぞれの入居人数）
- ・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数
- ・社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

10 児童相談所の強化等に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画：9 児童相談所の強化等に向けた取り組み】

事項	方向性（目標）	現状（取組結果）	達成見込み
児童相談所体制の整備	児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加や児童相談所の実情を踏まえ、児童福祉法等の改正、児童虐待防止対策体制総合強化プラン等、国の施策・配置基準を踏まえた児童福祉司や児童心理司等の計画的な配置等、体制整備を検討し実施します。	・児童福祉司 136 人 ・児童心理司 42 人	達成の見込み
児童相談所職員の 人材育成	児童相談所における研修の充実を図るなど、児童福祉司や児童心理司等への更なる人材育成策を検討し実施します。	・児童相談所の研修 実施回数 305 回(延べ 4,090 人受講)	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

i 資源等に関する地域の現状

資源等	現在の整備・取組状況等
児童相談所の管轄人口	・令和 5 年度（令和 5 年 10 月 1 日時点） - 中央児童相談所 人口 957,097 人 うち子ども 132,483 人 - 西部児童相談所 人口 716,572 人 うち子ども 92,691 人 - 東部児童相談所 人口 652,109 人 うち子ども 100,171 人
第三者評価を実施している児童相談所数	・附設一時保護施設について計画的に実施
児童福祉司、児童心理司の配置数	・児童福祉司 136 人、児童心理司 42 人
市町村支援児童福祉司の配置数	・未配置
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	・41 人
医師の配置数	・中央児童相談所に 1 人
保健師の配置数	・各児童相談所に 1 人
弁護士の配置数	・各児童相談所に 1 人
子ども家庭福祉行政に携わる都道府県(児童相談所)職員における研修(児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等)の受講者数	・305 回（延べ 4,090 人受講）
専門職採用者数	・3 人（弁護士）

ii 現状の主な課題（資源の必要量等）

- ・ 児童相談所における児童虐待相談対応件数の状況や児童相談所の実情を踏まえ、児童福祉法の改正、児童虐待防止対策体制総合強化プラン、国の施策・配置基準等を踏まえた児童福祉司や児童心理司等の計画的な配置、体制整備を引き続き検討し実施する必要があります。
- ・ 児童相談所の体制整備に伴い経験の浅い児童福祉司や児童心理司が増える中で、児童虐待相談に的確に対応し、虐待の再発防止や世代間連鎖防止につなげていくために、職員の専門性の確保や向上が必要です。

iii 資源の整備・取組方針等

- ・ 児童相談所における児童虐待相談対応件数の状況や児童相談所の実情を踏まえ、児童福祉法の改正、児童虐待防止対策体制総合強化プラン、国の施策・配置基準等を踏まえた児童福祉司や児童心理司等の計画的な配置、体制整備を検討し実施します。
- ・ 児童相談所職員に対する児童福祉司任用後研修等の着実な実施やこども家庭ソーシャルワーカー等の資格取得の促進、実践的なトレーニングを行う専任組織による研修実施のほか、デジタル技術を活用した業務改善など児童相談所の専門性向上を図ります。

（定量的な整備目標）

		R7	R8	R9	R10	R11	備考
児童相談所管轄人口が100 万人を超えている場合は管轄人口の推移							
第三者評価を実施している児童相談所数		附設一時保護施設について実施					
配置数	児童福祉司	157 人	157 人	157 人	157 人	157 人	
	児童心理司	56 人	56 人	56 人	56 人	56 人	
市町村支援児童福祉司の配置数		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	
児童福祉司スーパーバイザーの配置数		27 人	27 人	27 人	27 人	27 人	
医師の配置数		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	
保健師の配置数		3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	
弁護士の配置数		3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	
子ども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数		4,100 人	4,100 人	4,100 人	4,100 人	4,100 人	
専門職採用者数		3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	

(3) 評価のための指標

- ・ 児童相談所の管轄人口
- ・ 第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）
- ・ 児童福祉司、児童心理司の配置数
- ・ 市町村支援児童福祉司の配置数
- ・ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数
- ・ 医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
- ・ 保健師の配置数
- ・ 弁護士配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
- ・ 子ども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、子ども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数

1 1 障害児入所施設における支援

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画：項目なし】

事項	方向性	現状（取組結果）				達成見込み	
		・福祉型障害児入所施設					
		施設名	主障害	開設	運営	定員	
		あけぼの学園	知的障害	S34. 9. 26 ※1	名古屋市	80 人 ※2	
		愛松学園※3	ろうあ児	S32. 12. 16	社福法人	30 人	
		※1：令和2年6月から新園舎で運営					
※2：うち10人は短期入所枠							
※3：施設の老朽化解消が必要であるとともに、入所している子どもの生活環境の向上や個別支援計画を踏まえた支援機能の強化を図る必要があることから改築整備予定。							

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

i 資源等に関する地域の現状

資源等	現在の整備・取組状況等
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	・1箇所
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	・60人（年度末時点）

ii 現状の主な課題（資源の必要量等）

・障害児入所施設1箇所について「できる限り良好な家庭的環境」を整備する必要があります。

iii 資源の整備・取組方針等

・ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活できる障害児入所施設を1箇所改築整備します。
--

（定量的な整備目標）

資源等	R7	R8	R9	R10	R11	備考
市内の福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	

(3) 評価のための指標

- ・市内の福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数の割合

第3章 進捗管理

本計画の進捗状況等については、評価のための適切な指標を設けて、毎年度、実態把握・分析を行い、PDCAサイクルを運用して、計画の進捗を自己点検・評価します。

また、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、本計画の見直しを行い、取り組みの促進を図ります。

資料編

本市の計画策定体制

<意見聴取>

名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

<策定検討>

検討内容を分科会に報告

計画案検討

○名古屋市社会的養育推進計画会議

<委員>

- ・ 児童養護施設・乳児院施設長 5名
 - ・ 母子生活支援施設長 1名
 - ・ 里親・ファミリーホーム代表 2名
 - ・ 社会的養護経験者代表 1名
 - ・ 中央児童相談所長 1名
- (事務局 子育て支援課、子ども福祉課、中央児童相談所)

作業・調整

○ワーキンググループ

- ・ 児童相談所 課長補佐級
(相談援助、一時保護、家庭復帰里親支援、児童相談所に係る企画調整)
- ・ 子育て支援課 課長補佐
(母子保健)
- ・ 子ども福祉課 課長補佐
(子ども施設、子ども福祉、子ども発達支援、施設の整備・民間移管等、児童虐待対策に係る企画調整)

- ・ 計画の策定については、児童福祉専門分科会において委員からの意見聴取を踏まえて行いました。
- ・ 関係機関による名古屋市社会的養育推進計画会議を設置し、計画案の策定作業を行いました。また、ワーキンググループを設置し実務的な作業、調整等を行いました。

検討の経過

年月日	会議名
令和6年2月1日	第1回名古屋市社会的養育推進計画会議
令和6年2月5日	名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(第77回)
令和6年3月18日	第1回ワーキンググループ
令和6年4月25日	第2回名古屋市社会的養育推進計画会議
令和6年5月9日	第2回ワーキンググループ
令和6年6月7日	第3回名古屋市社会的養育推進計画会議
令和6年7月18日	名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(第78回)
令和6年8月7日	第4回名古屋市社会的養育推進計画会議
令和6年9月2日	名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(第79回)
令和6年10月25日	第5回名古屋市社会的養育推進計画会議
令和6年11月7日	名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(第80回)

【社会的養護の施設等で生活している子ども向けアンケート結果】

1 趣旨

令和6年3月12日付けで発出された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」には当事者である子どもの意見を反映することとされており、本アンケートを通じて、施設・里親家庭・ファミリーホーム等で生活している子どもの意見を聴き取り、名古屋市社会的養育推進計画2029の「整備・取組方針」や「整備目標」等の参考とするもの。

2 アンケート期間

令和6年8月9日～令和6年9月9日

3 アンケート対象

里親家庭、ファミリーホーム、児童養護施設で生活している中学生以上の子ども:326人
(R6.8.9時点)

4 調査方法

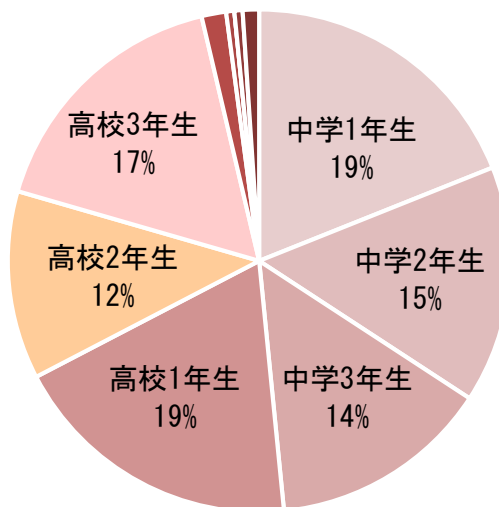
LoGo フォーム

5 回答状況

回答者数:190件(回答率58.3%)

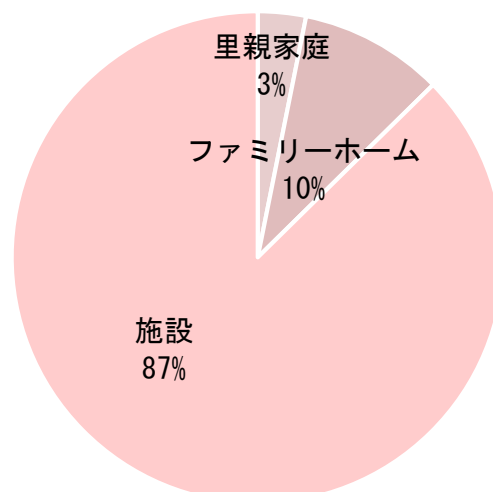
＜内訳＞[n=190]

- 1:中学1年生:36人
- 2:中学2年生:29人
- 3:中学3年生:27人
- 4:高校1年生:36人
- 5:高校2年生:23人
- 6:高校3年生:32人
- 7:大学1年生:3人
- 8:大学2年生:1人
- 9:大学3年生:0人
- 10:大学4年生:1人
- 11:その他:2人



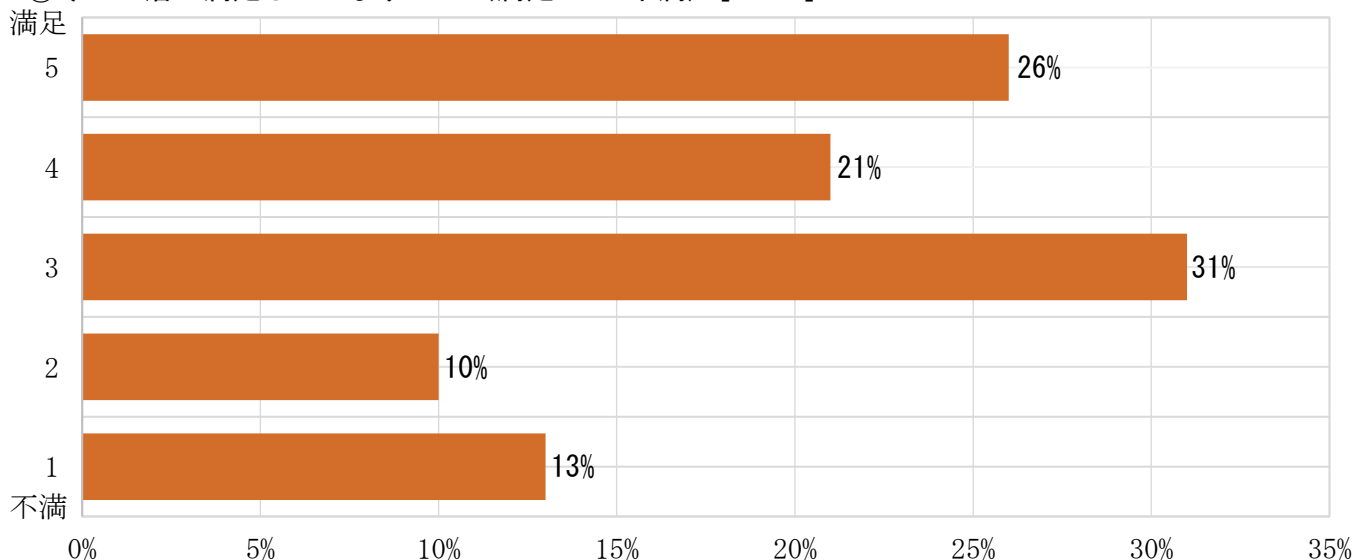
＜生活場所＞[n=190]

- 1:里親家庭:6人
- 2:ファミリーホーム:18人
- 3:施設:166人

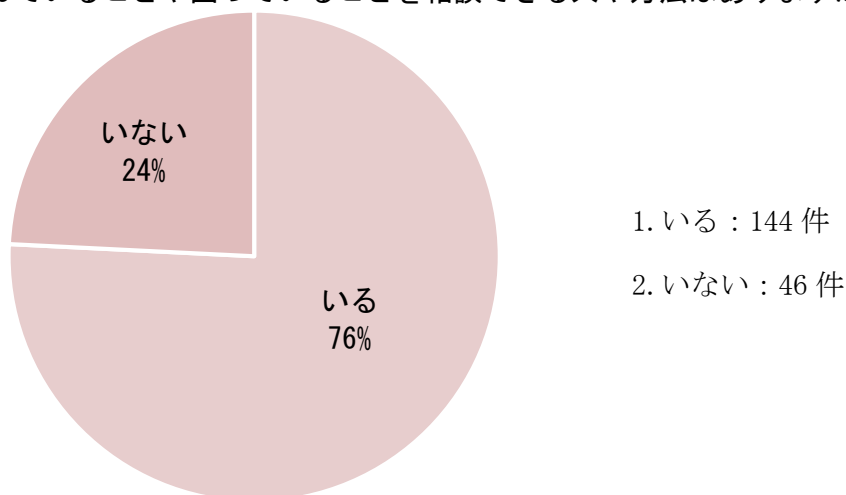


6 アンケート結果

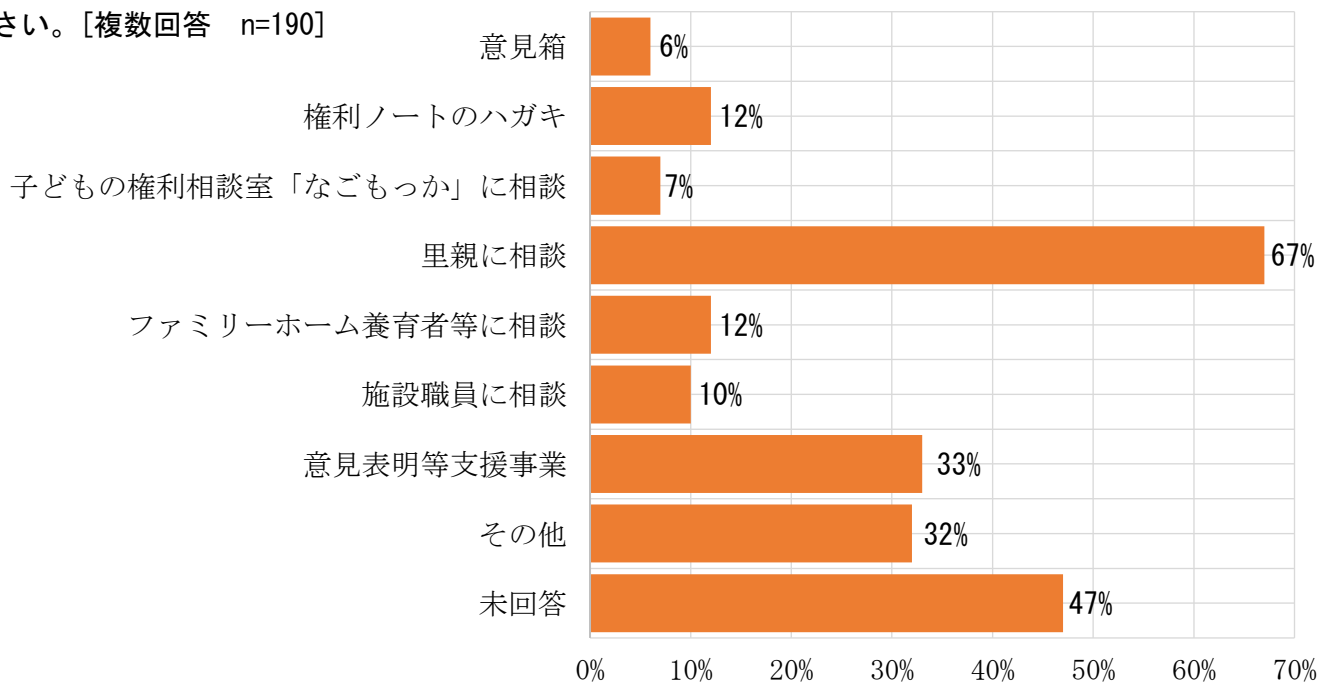
①今の生活に満足していますか？（満足 5～1 不満）[n=190]



②悩んでいることや困っていることを相談できる人や方法はありますか？[n=190]

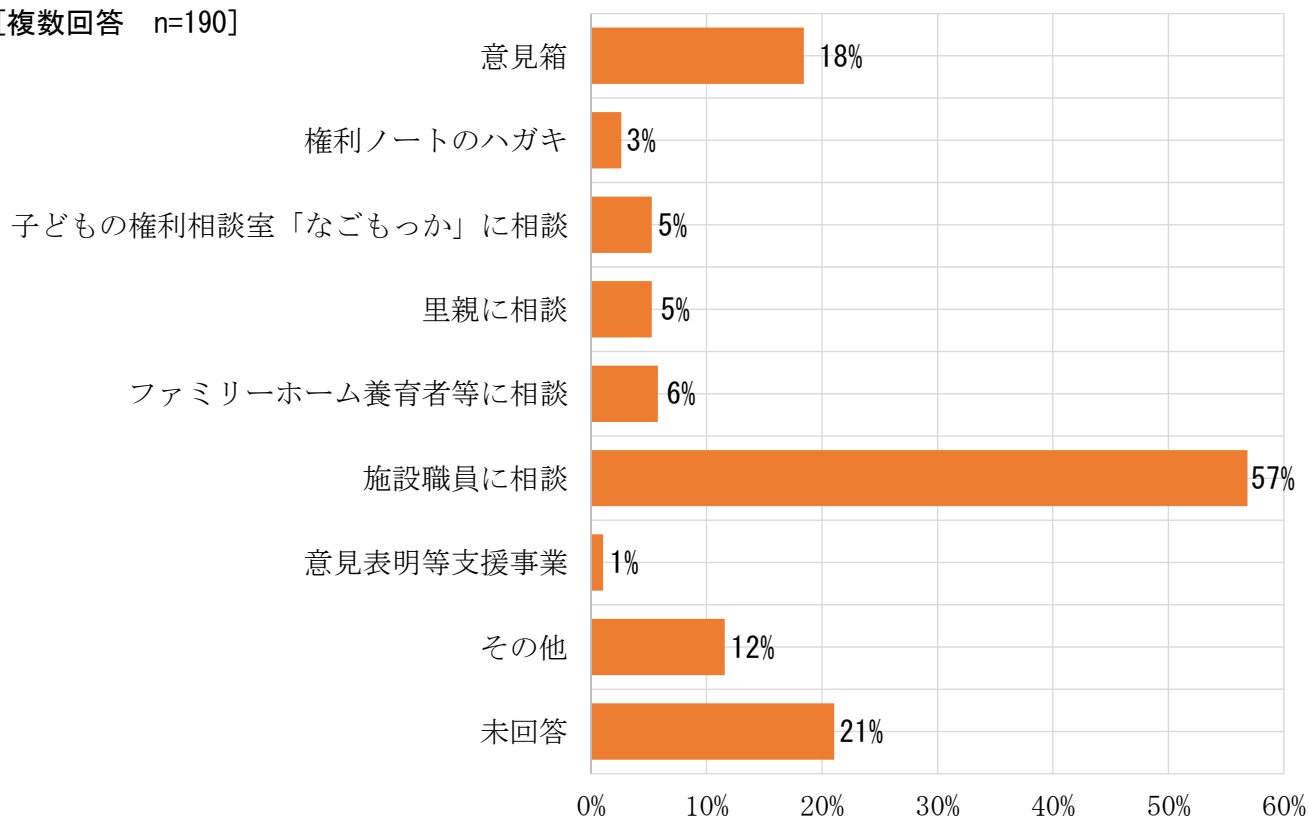


③意見を伝えることや、何か相談したい場合にどういう方法があるか知っているものを教えてください。[複数回答 n=190]

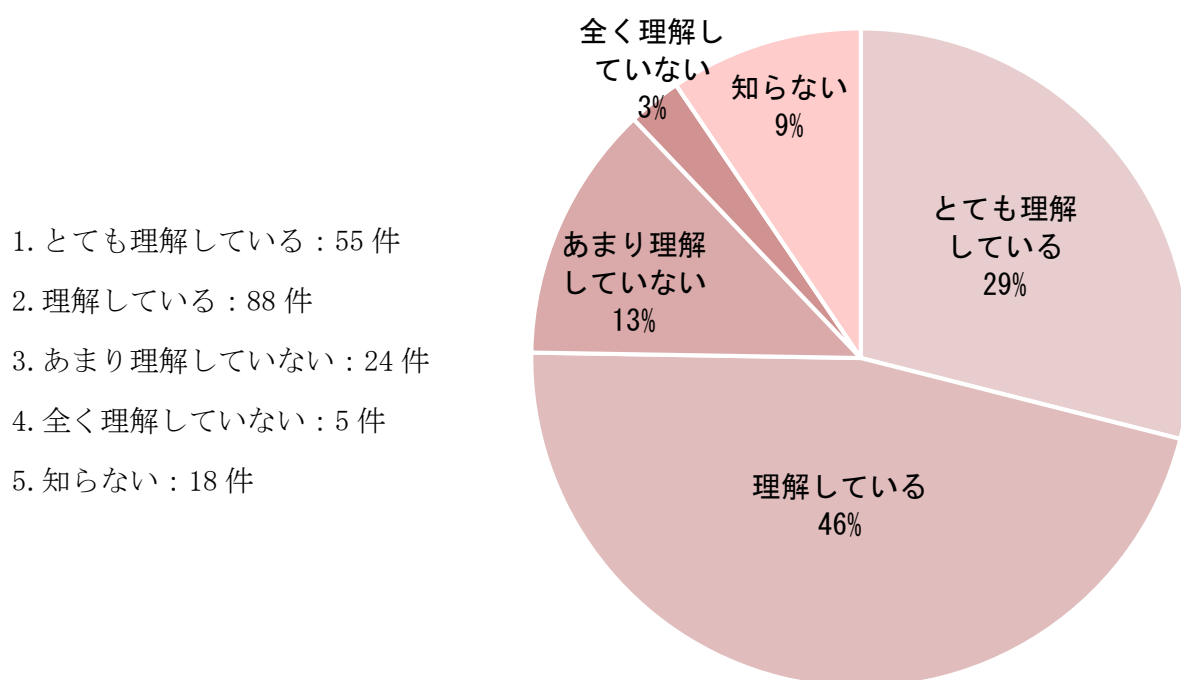


④実際に意見を伝えることや、相談したい場合に使ったことがあるものを教えてください。

[複数回答 n=190]



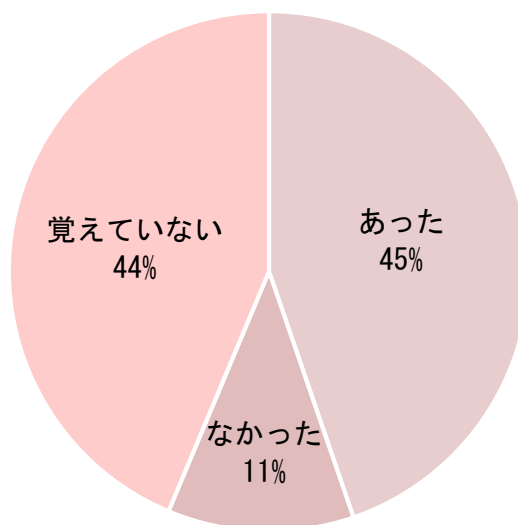
⑤あなたには、幸せに生活するために必要な権利があります。権利には十分な食べ物、住む場所、服が用意されること、病気の時に治療を受けられること、自分の意見を言えること、教育を受けられること、などがあり、このような権利は権利ノートに書かれていますが、内容を理解していますか？ [n=190]



1. とても理解している : 55 件
2. 理解している : 88 件
3. あまり理解していない : 24 件
4. 全く理解していない : 5 件
5. 知らない : 18 件

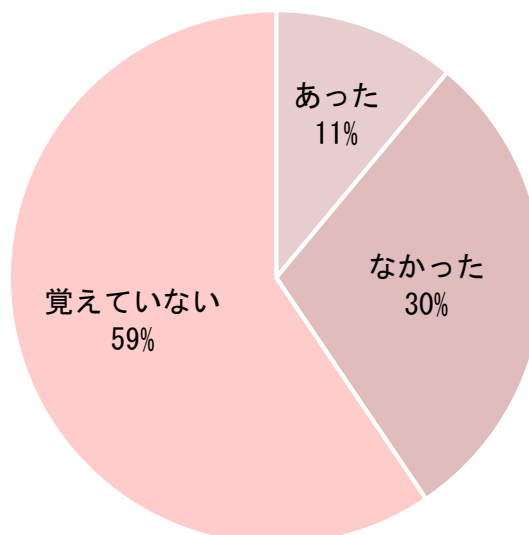
⑥里親家庭やファミリーホーム、施設で生活する前、生活を始めた時の説明について
 [事前の説明や見学はありましたか?] [n=190]

1. あった : 85 件
2. なかった : 22 件
3. 覚えていない : 83 件



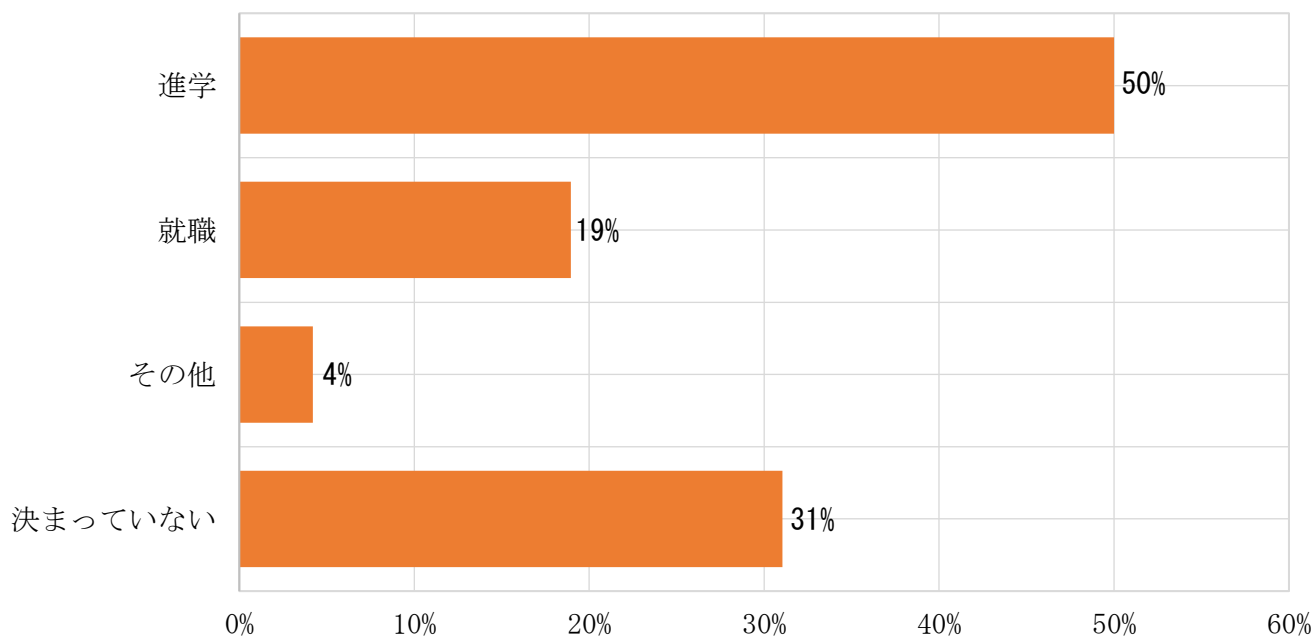
[生活を始めた後に「聞いていた説明と違う」と感じたことはありましたか?] [n=190]

1. あった : 21 件
2. なかった : 56 件
3. 覚えていない : 113 件



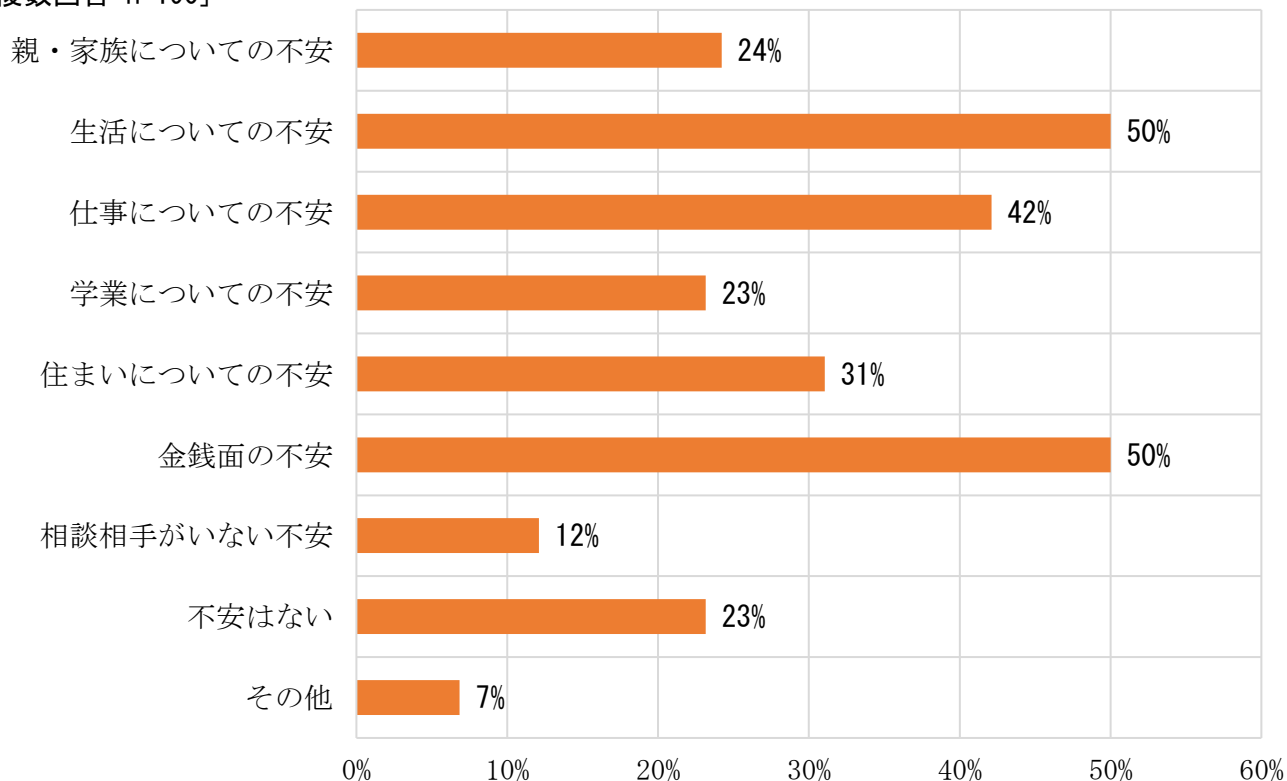
⑦里親家庭やファミリーホーム、施設を出た後の生活について

[これからの進路について決まっている、もしくは希望はありますか?] [複数回答 n=190]

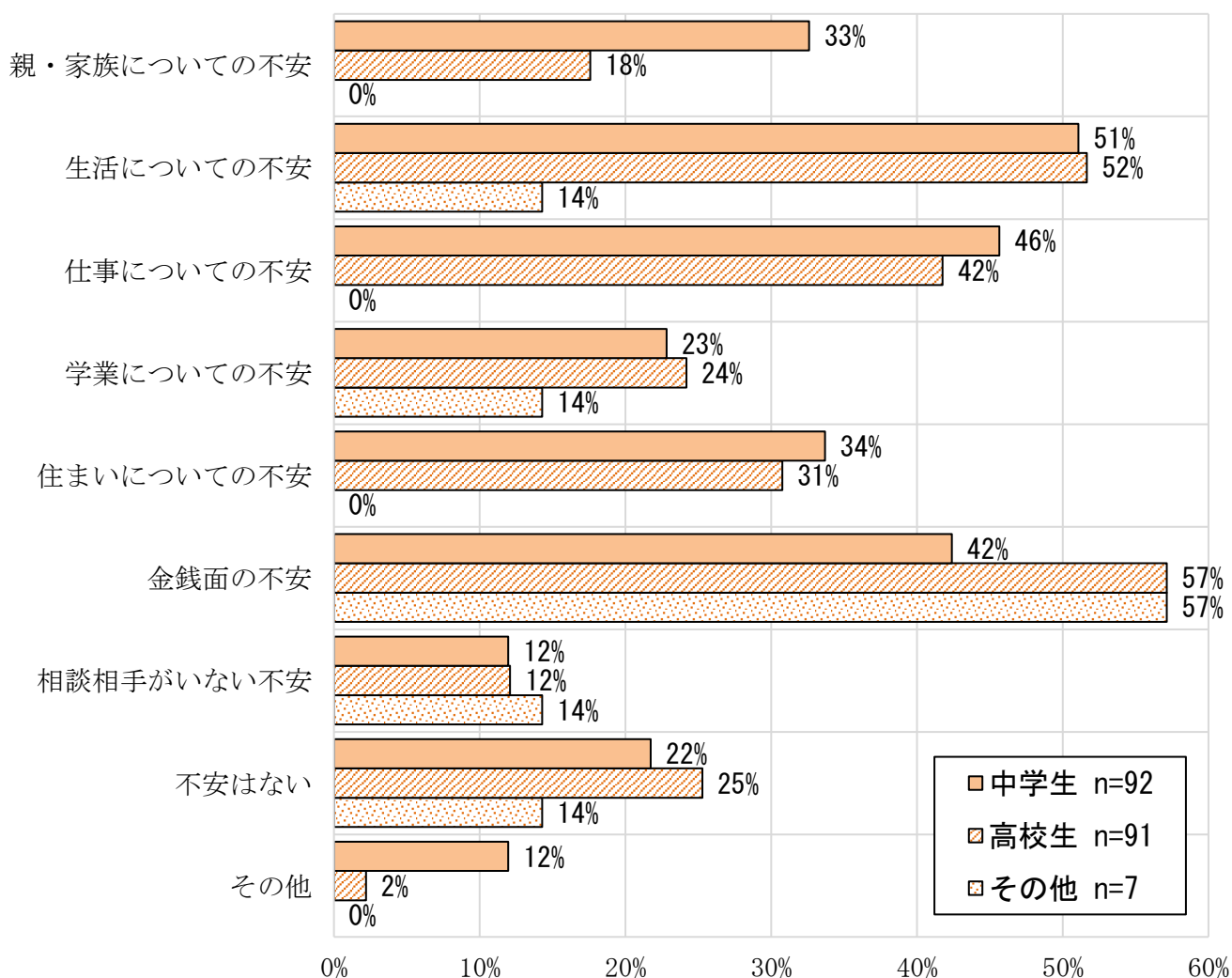


[里親家庭やファミリーホーム、施設を出たあと、どのような不安がありますか？]

[複数回答 n=190]

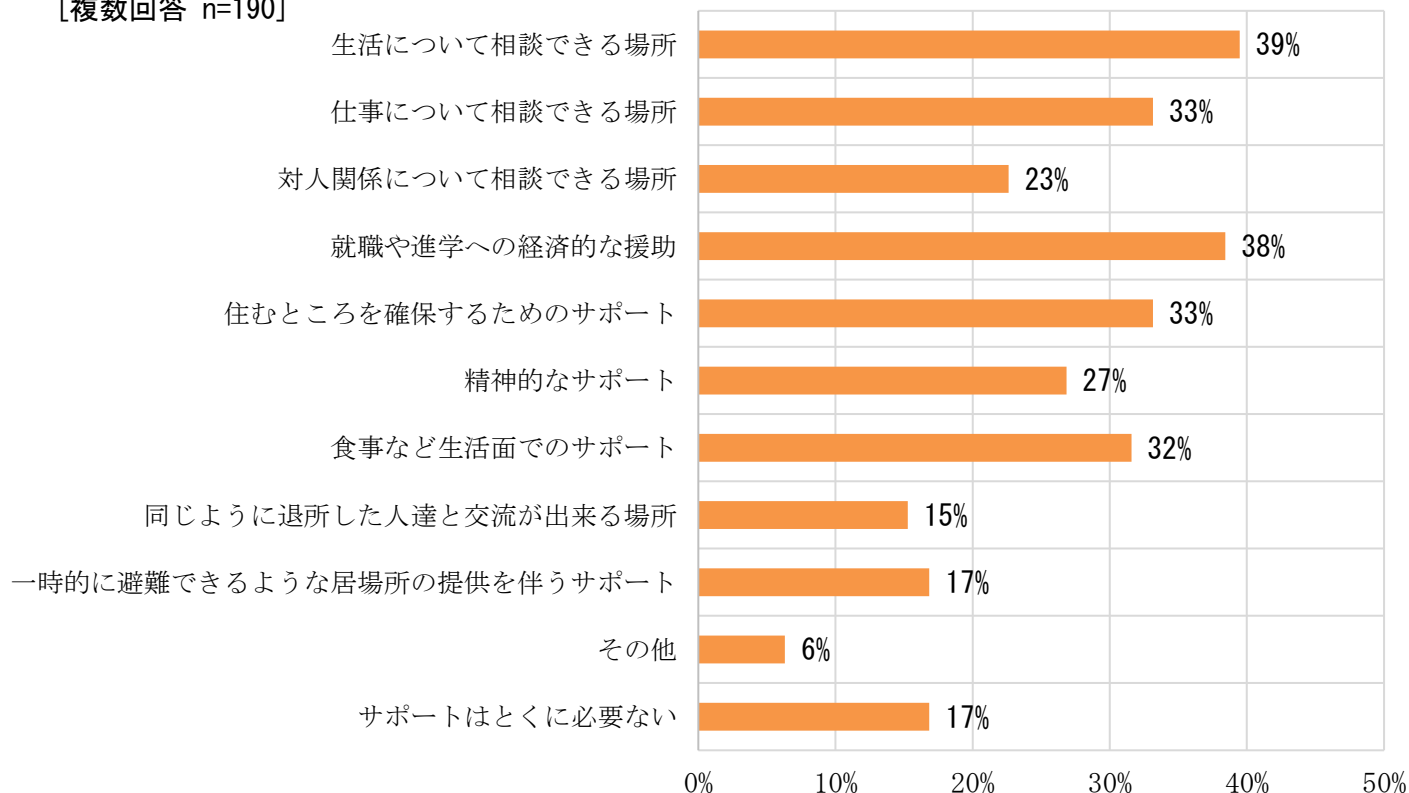


(中学生・高校生別内訳)

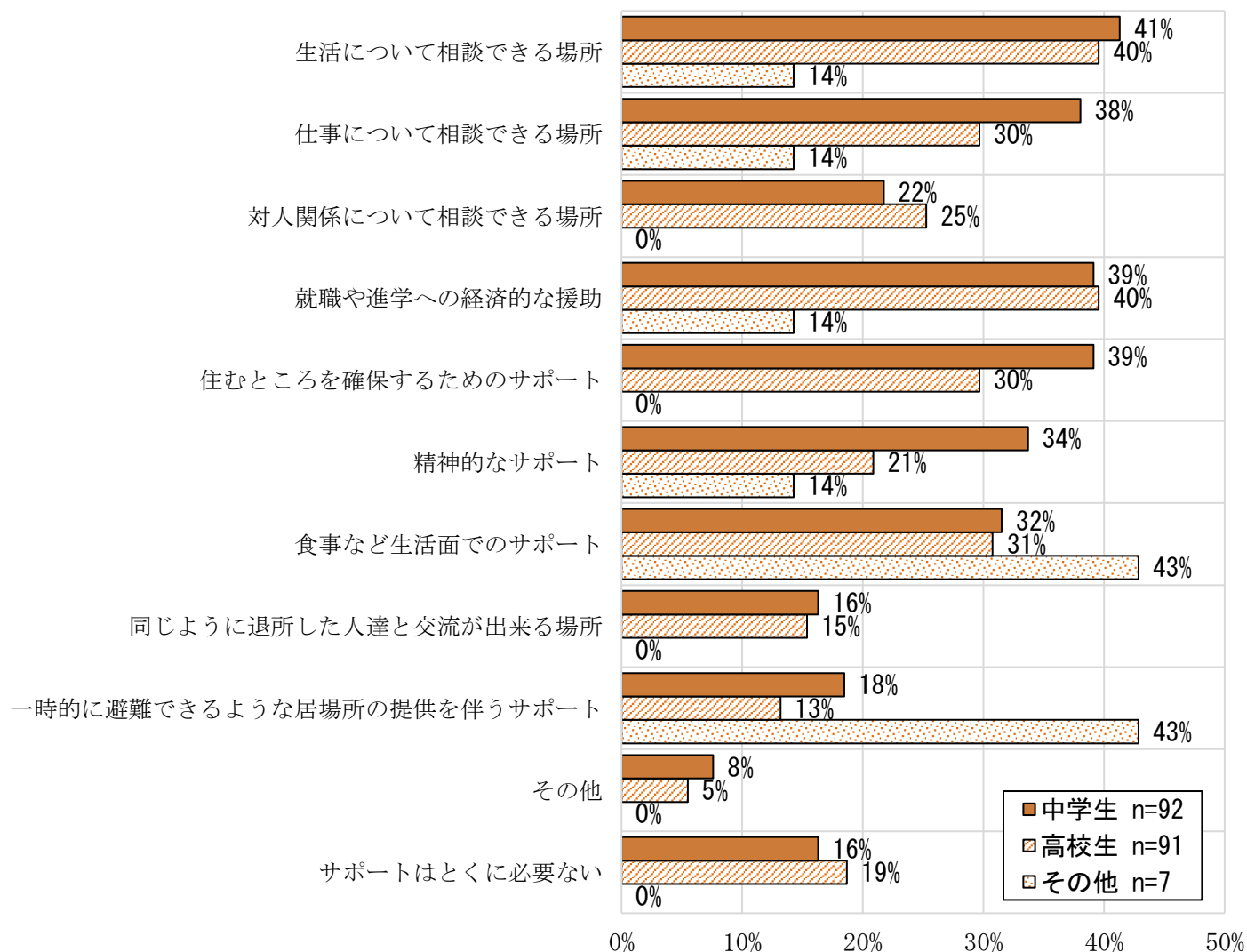


[里親家庭やファミリーホーム、施設を出た後にあって欲しいサポートについて教えてください。]

[複数回答 n=190]

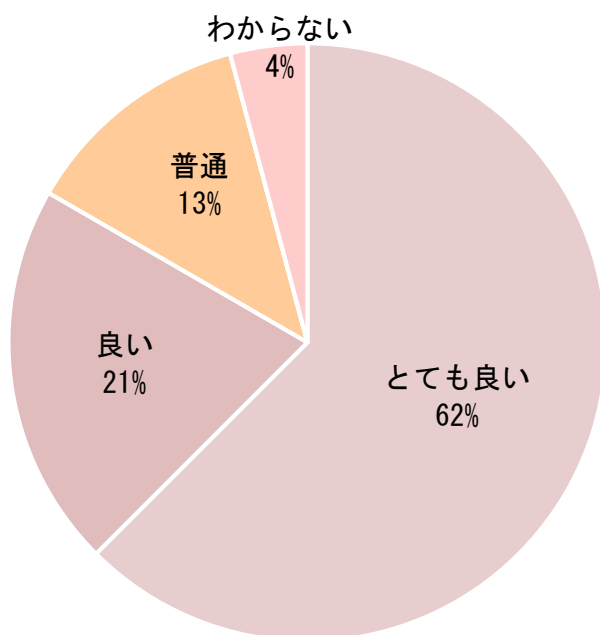


(中学生・高校生別内訳)



⑧名古屋市では里親やファミリーホームを増やして、より家庭に近い環境で生活できる子を増やすことを進めています。それについてどう思いますか？

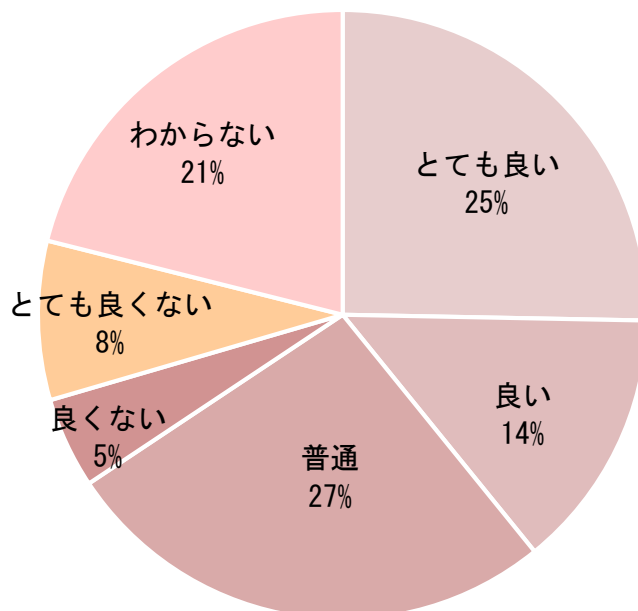
[n=24（里親家庭・ファミリーホームで生活している児童）]



1. とても良い : 15 件
2. 良い : 5 件
3. 普通 : 3 件
4. 良くない : 0 件
5. とても良くない : 0 件
6. わからない : 1 件

⑨名古屋市では施設で生活しているみなさんがより家庭に近い環境で生活ができるよう、6 人くらいの少ないグループで生活することを進めています。それについてどう思いますか？

[n=166（施設で生活している児童）]



1. とても良い : 42 件
2. 良い : 23 件
3. 普通 : 44 件
4. 良くない : 8 件
5. とても良くない : 14 件
6. わからない : 35 件

名古屋市社会的養育推進計画 2029（案）

【発行・編集（お問い合わせ先）】

名古屋市子ども青少年局

子育て支援部子ども福祉課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2519

FAX 052-972-4438